

若年女性が抱える
生活上の困難課題の検証について
(答 申)

令和5（2023）年3月

第10期川崎市男女平等推進審議会

令和5（2023）年3月16日

川 崎 市 長
福 田 紀 彦 様

第10期川崎市男女平等推進審議会
会 長 戒 能 民 江

若年女性が抱える生活上の困難課題の検証について（答 申）

第10期川崎市男女平等推進審議会は、令和3（2021）年4月13日に市長から、若年女性が抱える生活上の困難課題の検証について諮問を受け、審議を重ねてきました。

審議結果として、若年女性が抱える困難課題やニーズ等の実態及び市として検討すべき方向性を取りまとめましたので、次のとおり答申します。

【目 次】

第1章 答申の趣旨	1
1 答申の背景	1
2 答申における「若年女性」の範囲	2
第2章 若年女性を取り巻く状況等について	2
1 国の動き	2
2 川崎市における施策等の実施状況	8
3 川崎市における若年女性等の状況	11
4 若年女性が抱える生活上の困難課題	15
第3章 今後の施策の方向性について	24
1 若年女性を支援につなぐ仕組みづくり	24
2 地域で若年女性を支える居場所づくり	24
3 若年女性が抱える多様な支援ニーズへの対応に向けた関係機関・民間 団体等の連携	25
参考データ	26
参考資料	36
1 諮問書	37
2 第10期川崎市男女平等推進審議会委員名簿	38
3 第10期川崎市男女平等推進審議会審議経過	39
4 男女平等かわさき条例	40
5 川崎市男女平等推進審議会規則	42

第1章 答申の趣旨

1 答申の背景

近年、家族からの暴力や貧困の中で居場所を失った若年女性が、学校教育や就労機会から排除され、悩みや生きづらさを抱えている実態がある。こうした若年女性に対し、生活に困難をきたした時点で必要な支援が届かない場合、困難がさらに複合化して影響力を増し、生きづらさが固定化・連鎖していくことが懸念される。

しかしながら、若年女性が抱える困難は顕在化しづらく、社会的な課題として十分に認識されてこなかった。その理由として、若年女性は父親ないし夫によって扶養され、庇護される存在として認識されてきた経緯から、社会において見えにくい存在として位置付けられてきたことが挙げられる。また、周囲に信頼して相談できる大人がいないことなどを背景に、困難な問題を抱える若年女性自身が悩みを抱え込み、自分の経験や気持ちを言語化しSOSを発することが難しい状況がある。さらに、若年女性が公的支援に繋がる心理的ハードルの高さや、支援に係る情報不足も指摘されている。

国における若年女性の支援はこれまで婦人保護事業を中心に実施されてきたが、横浜市などの地方公共団体や民間支援団体が先行する形で若年女性の実態把握や支援を始めたことを契機に、若年女性の支援ニーズ及び若年女性を取り巻く性暴力への対策が2010年代以降政策課題として認識され、施策事業の充実が図られている。令和4(2022)年5月には「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(令和4年法律第52号)」(以下「困難女性支援法」という。)が成立した。

困難女性支援法の成立により、かねてから多様な困難を抱えた女性への支援の枠組みとして限界が指摘されていた「売春防止法(昭和31年法律第118号)」に基づく婦人保護事業が抜本的に見直されることとなった。今後、国や地方公共団体は人権擁護及び女性の福祉の観点から、困難を抱える女性の意思を尊重しながら、切れ目のない支援を推進していくことが求められている。

川崎市男女平等推進審議会(以下「審議会」という。)では、若年女性を取り巻く社会情勢の変化を踏まえながら、新たに生じてきた、あるいは顕在化・深刻化しつつある若年女性が抱える生活困難の所在や実情について検証し、今後川崎市が若年女性に向けてどのような支援を推進し、また防止に向けた対策を講じるべきか、施策の方向性について検討を重ねた。川崎市が多様化・複雑化している若年女性の困難課題に向き合い、性別を理由とする不利益を受けることなく人権が尊重される社会の形成に向けて包括的な支援を推進していくことを期待し、ここに答申する。

2 答申における「若年女性」の範囲

本答申では、「若年女性」として主に 10 代及び 20 代の女性を対象とする。若年女性の中には、不安定な家庭状況や就労環境に置かれ、社会とのつながりの形成や自立に向けた困難を抱えている女性がいる¹。また、若年女性が性虐待や性暴力の被害者になることが多い一方で、被害を周囲に相談し、回復に向けた支援に繋がりにくいことも課題となっている。若年期の生活上の困難が中高年期にも継続して影響を及ぼさないよう、若年の時点での政策的介入が求められている。ただ、厳密にこの年代で区切るわけではなく、以下で扱う困難事例や施策事業によっては 30 代や 40 代も含まれる。

第 2 章 若年女性を取り巻く状況等について

1 国の動き

国において女性の人権尊重や福祉に関わる政策は、内閣府における男女共同参画社会の形成に向けた施策、また厚生労働省における婦人保護事業を中心に取組が進められてきた。近年は女性に対する暴力被害の深刻化や新型コロナウイルス感染症の感染拡大による女性の生活状況の悪化を受けて、施策の充実が図られている。また、困難女性支援法の成立の前段から、若年女性を対象とする施策事業の検討・実施が開始されている。

(1) 内閣府関連

（「第 5 次男女共同参画基本計画」）

○国においては、平成 11(1999)年に「男女共同参画社会基本法（平成 11 年法律第 78 号）」（以下「基本法」という。）を制定し、男女共同参画社会の形成の促進や女性活躍推進に資する施策を推進してきた。令和 2(2020)年 12 月には、基本法に基づき「第 5 次男女共同参画基本計画」（以下「第 5 次計画」という。）が策定

¹ 不安定な家庭状況や就労環境による生活上の困難及び性暴力被害については、若年女性だけの問題ではなく若年男性や性的マイノリティにも生じうる問題である。ただ、若年女性が抱える困難の背景には、女性を性的に客体化し消費する性文化や、性別役割分担を前提とした就労慣行・社会保障制度など、女性という性が理由になって生活を脆弱にする構造がある。女性の生活困難は社会における性差別的な構造から生み出されているという理解を持つことが、若年女性への支援において重要となる。

された。

- ・第5次計画では、昨今の社会情勢の変化を踏まえ現状及び課題が整理され、新型コロナウイルス感染拡大が女性の雇用や生活面に与えた影響への対応の必要性が明記された。また、国内外で女性に対する暴力根絶への問題意識が高まっているとして、深刻化する女性に対する暴力への対策や、貧困等生活上の困難と暴力被害が複合的に発生する場合への対応の必要性が記載された。
- ・若年女性に関連する施策は、主に、「雇用」「暴力対策」「健康」「教育」の分野に位置付けられている。具体的には、「雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保及び各種ハラスメントの防止」、「非正規雇用労働者の待遇改善、正規雇用労働者への転換の支援」（第2分野）、「子供、若年層に対する性的な暴力の根絶に向けた対策の推進」、「インターネット上の女性に対する暴力等への対応」（第5分野）、「貧困等生活上の困難に直面する女性等への支援」（第6分野）、「生涯にわたる男女の健康の包括的な支援」（第7分野）、「男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実」（第10分野）が該当する。

（地域女性活躍推進交付金）

- 地域女性活躍推進交付金とは、地方公共団体が地方の実情に応じて行う女性の活躍推進に資する取組を支援することにより、地域における関係団体の連携を促進し、女性の活躍を迅速かつ重点的に推進することを目的に、内閣府によって設立された事業である。
- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、女性の困窮が顕在化したことを受け、令和3（2021）年度の交付金事業では、寄り添い支援が必要にもかかわらず届いていない女性に、アウトリーチ型支援や居場所づくりなどを行うことを目的とする「つながりサポート型」メニューが拡充された。同メニューは令和4（2022）年度も継続されている。
- ・「つながりサポート型」メニューでは、NPO等の知見を活用して相談支援や居場所の提供など、きめ細かい支援を推進することが求められている。また、コロナ禍で政策課題として認識された、様々な理由で生理用品を購入できない「生理の貧困」問題への対応として、生理用品の提供も可能とされた。

（若年女性に対する性犯罪・性暴力根絶に向けた施策等の展開）

- 性犯罪・性暴力は、被害者の尊厳を著しく踏みにじる行為であり、その心身に長期にわたり重大な悪影響を及ぼすものであることから、その根絶に向けた取組や被害者支援を強化していく必要があるとして、国では令和2（2020）年6月に「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」を決定した。
- ・同方針に基づき、令和2（2020）年度から令和4（2022）年度までを、性犯罪・性暴力対策の「集中強化期間」として刑事法の在り方の検討や、被害者支援の充実、

加害者対策、教育・啓発の強化に取り組むことが位置付けられている。

- ・特に性犯罪や性被害に遭うことが多い若年層に対して、国では毎年4月を、「若年層の性暴力被害予防月間」として、広報・啓発を集中的に実施している。近年若年層が被害となる性暴力の手口は多様化・巧妙化しており、啓発では「AV出演強要」、「JKビジネス」、「レイプドラッグ」、「SNSを利用した性被害」、「痴漢」などの性暴力被害の現状を伝えるほか、「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター」相談窓口やSNS相談「キュアタイム」などの相談先を開設し、その周知が図られている。
- ・令和4(2022)年6月には「AV出演被害防止・救済法²(令和4年法律第78号)」が施行され、契約書面の交付から1か月間の撮影の禁止、意に反する性行為の強要の禁止、公表後1年間は性別・年齢を問わず無条件で契約の解除可能などが規定された。また、全国の性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターにおいて相談・支援体制を整備することが位置付けられた。

(子供・若者育成支援施策)

- 児童虐待、いじめによる重大事件の発生、有害情報の氾濫など、若年層をめぐる環境の悪化や、ひきこもり、不登校、発達障害など若年層が抱える問題の深刻化を受けて、平成22(2010)年に「子ども・若者育成支援推進法(平成21年法律第71号)」が施行された。同法に基づき「子供・若者育成支援施策」が進められている。
- ・令和3(2021)年4月に決定された「第3次子供・若者育成支援推進大綱」では、「子ども・若者育成支援推進法」が施行されて10年が経過する中で、新型コロナウイルス感染症により、多くの子ども・若者は不安を高め、孤独・孤立の問題が顕在化するなど、状況は深刻さを増していると記載されている。同大綱では、子ども・若者を取り巻く環境を、家庭、学校、地域、情報通信環境(ネット空間)、就業の5つの「場」に分け、生命・安全確保の取組や、子ども・若者のwell-beingの向上、格差拡大に向けた対応が必要だとして「全ての子供・若者が自らの居場所を得て、成長・活躍できる社会を目指す」というビジョンが打ち出された。

(2) 厚生労働省関連

(婦人保護事業の見直しと若年女性への支援の必要性の提起)

- 国では、昭和31(1956)年に制定された売春防止法に基づき、家庭関係の破綻や生活困窮等の問題を抱える女性に対し婦人保護事業を推進してきた。しかしながら、

² 正式名称は「性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資するために性行為映像制作物への出演に係る被害の防止を図り及び出演者の救済に資するための出演契約等に関する特則等に関する法律」と言う。

同法は「売春を行うおそれのある女子」に対して「補導処分及び保護更生の措置」を講じることで売春の防止を図ることを目的に制定されたことから、人権尊重の視点が乏しく、女性の抱える多様な困難を支援する枠組みとして限界があることが長く課題となっていた。制定以来抜本的な見直しが行われていない法規定を含め、婦人保護事業のあり方を見直すべき、という問題提起を受けて、厚生労働省では平成 30(2018)年に「困難な問題を抱える女性への支援のあり方に関する検討会」を設置し、令和元(2019)年 10 月に「中間まとめ」が発表された。

- ・「困難な問題を抱える女性への支援のあり方に関する検討会」の意義としては、従来の婦人保護事業の枠を超えた「女性支援のあり方」の検討にまで踏み込んだこと、また、女性支援に関わる多様な関係者が参加する中、4つの若年女性支援団体の代表も参加し、若年女性の困難に政策課題としてスポットライトが当てられたことが指摘されている³。
- ・「中間まとめ」では、「事業開始当初は、婦人保護事業の対象として想定されなかった、性暴力・性被害に遭った 10 代の女性への支援といった支援ニーズへの対応についても、長らく求められて」いることを指摘している。また、具体的な支援としては、婦人保護事業を見直し新たな枠組みの中で、「若年女性への対応、性被害からの回復支援、自立後を見据えた支援など、時代とともに多様化する困難な問題を抱える女性を対象として、相談から保護・自立支援までの専門的な支援を包括的に提供できるようにする」必要性や、「通所やアウトリーチ」、民間団体との連携など、若年女性を含む女性の多様なニーズに応じた支援を行うことが強調された。

(若年被害女性等支援事業)

- 「困難な問題を抱える女性への支援のあり方に関する検討会」における審議と同時並行で、国は若年女性への支援の拡充を図っている。平成 30(2018)年から「若年被害女性等支援モデル事業」が開始され、令和 3(2021)年度からは「若年被害女性等支援事業」として推進されている。同事業では、公的機関と民間団体が密接に連携しながら、様々な困難を抱えた若年女性について、アウトリーチや居場所の確保、公的機関や施設への「つなぎ」を含めたアプローチを実施することを目的としている。
- ・令和 4(2022)年度予算では同事業に対し、相談対応職員の相談技能向上に向けた研修受講機会の確保や、夜間における適切な支援体制確保のための生活支援員の増員、警備体制の確保、特に配慮を必要とする若年女性受け入れのための個別対応職員の新規配置、自立に向けた支援員の増員等を図り、1箇所当たり補助基準額の大幅な拡充を図っている。また、令和 4(2022)年度予算で新設された「民間

³ 戒能民江・堀千鶴子(2020)『婦人保護事業から女性支援法へ—困難に直面する女性を支える』信山社。

団体支援強化・推進事業」では、対象となった民間団体が将来的には「若年被害女性等支援事業」の担い手となり、相談対応や居場所の提供を実施することが想定されている。

(困難女性支援法の成立)

- 「困難な問題を抱える女性への支援のあり方に関する検討会」における議論や全国婦人保護施設等連絡協議会を中心とする支援現場による働きかけを受けて、令和4(2022)年5月に超党派議員による議員立法として「困難女性支援法」が成立した(令和6(2024)年4月施行)。
- ・困難女性支援法は、DV、性暴力、貧困、家庭破綻、障害等、様々な困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図ることを目的とし、対象は「性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性(そのおそれのある女性を含む。)」と定義された。また基本理念として、困難な問題を抱える女性の「意思を尊重」しながら「多様な支援を包括的に提供する体制の整備すること」、支援を「関係機関及び民間の団体の協働により、早期から切れ目なく実施されるようにすること」、「人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することを旨とすること」が明記された。
- ・困難女性支援法が成立したことで、売春防止法第3章における「補導処分」規定及び第4章「保護更生」規定が削除されるなど、売春防止法を根拠にした支援の枠組みが抜本的に改められることになるとともに、国や地方公共団体が、関係機関や民間団体と連携・協働しながら、対象女性の立場に寄り添った支援を実施することが方向づけられた。また、国は基本方針、都道府県は基本計画の策定が義務とされ、市町村は基本計画の策定が努力義務となっている。

(女性活躍推進法の改正)

- 女性が自立して安心して暮らせる社会の実現においては、女性が現に抱える生活上の困難への支援と同時に、性別役割分業を背景に女性の就業を制約してきた就労環境の改善も求められている。平成27(2015)年に制定された「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)」(以下「女性活躍推進法」という。)は、職業生活における男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する支援等を定めた法律であり、10年間の時限立法となっている。
- ・女性活躍推進法において、男女間の格差の実態把握や是正に向けては、事業主行動計画に基づいて各事業主が取り組んでいくことが重視されており、特に常時雇用する労働者が301人以上の事業主については「女性活躍に関する情報公表」が

義務付けられている。日本における男女賃金格差が、他の先進国と比較しても依然として大きい状況を踏まえ、令和4(2022)年7月に施行された法改正では、労働者301人以上の事業主は男女の賃金の差異が情報公表の必須項目となった。

(緊急避妊・妊娠中絶に係る取組)

- 妊娠・出産は女性にとって重要なライフイベントであり、妊娠期及び出産期に適切な医療が提供されるとともに、安全な緊急避妊や人工妊娠中絶の選択肢及びアクセスが確保されることは女性の健康や福祉に大きく影響する。
- ・緊急避妊薬(アフターピル)は平成23(2011)年に承認され、産婦人科や婦人科などの病院の処方により入手することができる。平成30(2018)年には、地理的要因がある場合など対面診療が困難であると判断された場合においては、初診からオンライン診療を行うことが許容され、研修を受けた薬剤師のいる薬局において院外処方を行うこととなっている⁴。人工妊娠中絶のための経口中絶薬については、令和5(2023)年1月末に厚生労働省の専門部会で承認を認める意見が取りまとめられた。承認の正式な了承については、今後分科会で議論されることになっている。

(3) 文部科学省関連

(「生命(いのち)の安全教育」の推進)

- 文部科学省では、令和2(2020)年6月に「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」が決定されたことを受け、子どもたちが性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないよう、全国の学校において「生命(いのち)の安全教育」を推進している。
- ・「生命(いのち)の安全教育」は、児童生徒の発達の段階や学校の状況に応じながら、生命の尊さを学び、性暴力の根底にある誤った認識や行動、また、性暴力が及ぼす影響などを正しく理解し、生命を大切に考える考えや、自分や相手、一人ひとりを尊重する態度等を、発達段階に応じて身に付けることを目的としている。具体的に幼児や小学生に向けたプライベートゾーンに対する啓発や、中学生や高校生に向けて、デートDVやSNSを通じた性暴力、性暴力に遭った場合の対応などの啓発などが行われている。

(4) 成年年齢の引下げ

- 民法改正により、令和4(2022)年4月から成年年齢が20歳から18歳に引下げられた。これにより児童福祉で対象となる範囲の変更や契約におけるトラブルの発

⁴ 厚生労働省(2018)「オンライン診療の適切な実施に関する指針」

生等が懸念されている。

- ・児童福祉法においては、対象児童は民法上の「未成年」と同じ「18歳未満」となった。同法で、小児慢性疾病に関する医療費助成や各種児童福祉の利用については18歳以上20歳未満もそのまま保護されるように維持された。児童虐待防止法では、18歳以上20歳未満の者の親権者が当人に行う虐待を規制する特定規定は削除された。
- ・契約に関しては、18歳、19歳は親などの同意を得なくてもクレジットカードの作成などが可能になったが、これまで認められた「未成年者取消権」を行使することができなくなるため、若年層を狙った消費トラブルが拡大する恐れが指摘されている。令和4(2022)年に成立した「AV出演被害防止・救済法」は成年年齢引下げを背景に迅速な立法化が進められた法律である。

2 川崎市における施策等の実施状況

国における法律の制定や法改正等を踏まえ、川崎市においても多様な施策事業を推進している。現状、市の施策事業のうち、若年女性に関わるものとしては以下のものがある。

(1) 男女共同参画関連

(「第5期川崎市男女平等推進行動計画」)

- 川崎市では、平成13(2001)年に「男女平等かわさき条例(川崎市条例第14号)」(以下「条例」という。)を制定し、男女があらゆる場において男女平等にかかわる人権の侵害を受けることがなく、自立することができ、ともに働き、学び、及び生活することができる快適で平和な男女共同参画社会としての「男女平等のまち・かわさき」の実現に取り組んできた。条例に基づき、令和4(2022)年3月には「第5期川崎市男女平等推進行動計画」(以下「第5期計画」という。)を策定し、男女平等施策を推進している。
- ・第5期計画では、計画改定に当たる現状の中で、若年女性の状況として性暴力や性犯罪の多様化・深刻化や、新型コロナウイルス感染症を契機にした「生理の貧困」の顕在化を指摘している。また、課題として「若年女性が抱える困難については、既存の支援事業の中でより多くの若年層が支援に繋がるよう相談窓口等の周知を行っていくとともに、実際に抱えている困難なニーズ等については明確になっていない側面も多く、実態把握を行うことが求められている」とし、若年女性支援に係る施策の必要性が記載された。
- ・第5期計画の中で若年女性に関連する施策事業としては、「目標Ⅲ 地域におけ

る男女共同参画の推進」の施策 28「若年層に対する暴力の防止と被害者支援の推進」、施策 35「貧困等生活上の困難に直面する女性等への支援」等が該当し、具体的に予防啓発事業や相談事業、居場所づくり支援を推進することが位置付けられている。

(地域女性活躍推進交付金を使用した事業の推進)

- 川崎市では、地域女性活躍推進交付金における「つながりサポート型」メニューを利用し、令和3(2021)年度は相談支援の拡充を実施している。具体的には①相談窓口一覧と生理用品を同封した「つながりサポート品」を区役所、ハローワーク、社会福祉協議会などで配布、②女性のための総合相談の拡充(一部フリーダイヤル化)、③つながりサポートに向けた相談員の人材育成研修の実施及び相談記録システムの構築、④困難を抱える女性のコロナ禍における課題把握を行った。
- ・令和3(2021)年度の事業の成果として、令和4(2022)年11月末までに川崎市男女共同参画センターや区役所地域みまもり支援センター等でつながりサポート品約1,500セットを配布している。また、配布を通じて「困りごと」や「相談したいこと」として、コロナ禍による収入減少や心身の不調、健康状態の悪化の問題があることを把握した。
- ・令和4(2022)年度も引き続き地域女性活躍推進交付金の採択を受け、「つながりサポート型」の事業を実施している。具体的には、①駅近くの貸しスペースで女性のためのカフェを定期的で開催し、支援情報や支援物資を提供するサテライトカフェ事業の実施、②女性のための総合相談の中で区役所等に繋ぐ必要がある女性への同行支援、③傷つき経験等のある女性が気持ちを整理し、必要な情報や支援へのつながりを作るための居場所づくり事業を推進している。

(川崎市男女共同参画センター)

- 川崎市男女共同参画センターは川崎市の男女平等施策の推進拠点として、調査・研究、相談、情報収集及び提供、市民の学習、研修及び交流活動の支援など幅広い事業を行っている。
- ・若年層に対しては、キャリア形成に向けたインターンシップ事業や女子中高生の理工系進路選択に向けた支援を行っている。また、女性のための総合相談や、男性のための電話相談など各種相談事業においては、若年層にも対応している。

(2) 若年女性に関連する川崎市の施策事業

①相談関連

(女性保護事業)

- 女性保護事業とは、女性相談員が女性の人権擁護と自立支援を図るため、生活上

様々な困難を抱える女性の相談・支援を行う事業である。相談者の年齢に応じて、区役所地域みまもり支援センターや児童相談所などの関係機関が相互に連携して支援を推進している。また、夫やパートナー等からの暴力など、緊急避難が必要な女性やその子どもに対しては、神奈川県や民間団体と連携し緊急一時保護支援を実施している。

(妊娠出産SOS事業)

- 妊娠出産SOS事業とは、避妊の失敗などの妊娠不安、思いがけない妊娠や出産に関する相談を、メールや電話で受ける相談窓口である。川崎市助産師会の助産師や保健師が対応しており、検査の必要性や医療機関受診などの助言を行っている。

(区役所地域みまもり支援センター)

- 川崎市の各区にある地域みまもり支援センターや健康福祉ステーションでは、地域に住む全年齢層を対象に、相談支援や支援に繋がる地域づくりを推進している。若年女性に関わる相談として、妊娠・出産に関する相談、思春期に関する相談、女性相談などが推進されている。

(コネクションズかわさき)

- コネクションズかわさきとは、国委託事業の「かわさき若者サポートステーション事業」と連携し、働くことに不安や悩みを持つ若者とその家族を対象に支援を行う相談窓口である。同事業では15～49歳を対象に、キャリアカウンセラー等による個別相談や、働くための「心の相談」、就労支援プログラム、家族向けセミナー、就労継続に向けた定着支援などを実施している。

(だいJOBセンター)

- だいJOBセンター(川崎市生活自立・仕事相談センター)は、「生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号)」に基づき設置された自立相談支援機関として、経済的な問題だけでなく、心の問題、家庭の問題、健康上の問題、法律に関する問題など様々な課題を抱えた方に対応する相談窓口である。相談は専門の支援員が受け、就労、生活費、住まい、家族関係など多岐にわたる相談を広く受け止め課題を整理し、自立をサポートしている。

②教育・啓発関連

(デートDV予防啓発講座)

- 川崎市では、若年層が将来的なDV被害者及び加害者とならないため予防対策として、市内の中学校、高等学校、大学、専門学校でワークショップ形式の啓発を

推進している。内容はデートDVだけではなく、性暴力についても含んでおり、各中学校には、「生命（いのち）の安全教育」の一環として、予防啓発講座の実施が可能なことも周知している。

（子どもの権利学習派遣事業）

- 「子どもの権利学習派遣事業」は、平成13(2001)年に「川崎市子どもの権利に関する条例(川崎市条例第72号)」が施行されて以降、同条例に基づき推進されている。同事業では子どもへの暴力防止（Child Assault Prevention）を目的とするCAPプログラムの講師派遣を行い、子どもが暴力や権利侵害から自分を守る方法を身に着けるとともに、基本的な権利の意味やその行使の方法、自己や他者の尊重などについて子どもとその保護者、教員を対象に参加型の学習を提供している。

（性に関する正しい知識の習得）

- 発達の段階に応じた性に関する正しい知識の取得に向け、市内小学校、中学校、高等学校では、学習指導要領に基づき、発達の段階に応じて「思春期の体の変化」、「生殖に関わる機能の成熟」、「感染症の予防」などをテーマとする授業を実施している。

3 川崎市における若年女性等の状況

(1) 国勢調査等から見える若年女性等の状況

本答申が対象とする若年女性は、川崎市全体で見た時にどのような世帯構成、就労状況、就学状況にあるのか、令和2(2020)年度の国勢調査結果等の統計から把握される状況は以下のとおりである。なお、文中で示した図表については、26ページ以降の「参考データ」の中で詳細を記載している。

①人口・世帯・配偶関係

（人口）

- 令和2(2020)年現在、川崎市の総人口は1,538,262人となっている。そのうち、10～29歳までの女性の人口は155,605人で、市の総人口に占める割合は10%程度となる（**図表1** 27ページ）。
- ・10代から40代までを見ると10代の人口が一番少なく、年代が上がるにつれて男女ともに人口が増加する。なお、10代から40代まですべての年代で男性の方が多い。全国や神奈川県に比べると川崎市は10代人口が総数に占める割合は低

いが、20代、30代、40代の割合は高くなる（[図表1](#) 27ページ）。

- ・川崎市の外国人人口は令和2（2020）年現在、46,026人と増加傾向にあり、総人口に占める割合は3.0%となっている。男女とともに20代及び30代で外国人が総人口に占める割合が5.0%前後と、他の年齢層より割合が高くなっている。国籍別にみると、中国が最も多く（全体の38.9%）、韓国・朝鮮（全体の18.0%）、フィリピン（全体の10.4%）が続く。国籍別・年代別・男女別にみると、男性の20代、30代では、中国、韓国・朝鮮の次に、ベトナムが占める割合が高くなっている。女性20代は、中国、ベトナム、韓国・朝鮮の割合が高く、女性30代は中国、フィリピン、韓国・朝鮮の割合が高い（[図表2](#) 27ページ）。
- ・川崎市における各障害者手帳保持者は増加傾向にあり、令和2（2020）年現在で身体障害者は37,579人、知的障害者は10,977人、精神障害者は13,952人となっている。各障害者手帳所持者のうち18歳未満の割合は7.9%を占める⁵。

（世帯）

- 若年層の世帯構成について、男女ともに10代は9割近くが「夫婦と子供」から成る核家族世帯となる。20代になると単独世帯が増加し、特に男性は半数近くが単独世帯となる。30代以降は単独世帯が減少し、女性は約半数近くが「夫婦と子供から成る世帯」となる（[図表3](#) 28ページ）。
- ・10代では、核家族世帯のうち「ひとり親と子供から成る世帯」が1割近くを占める。また、20代における単独世帯の増加の背景に、就学等を理由にした市外からの転居がある。
- ・令和2（2020）年現在、川崎市のひとり親世帯のうち母子世帯数は6,360世帯、父子世帯数は1,093世帯となっている⁶。

（配偶関係）

- 社会全般として未婚や離婚が増加しており、川崎市の未婚率も20代は82.0%、30代は33.1%、40代は21.3%と、全国及び神奈川県と同程度の割合となっている。（[図表4](#) 28ページ）
- ・川崎市の20代のうち男性の85.2%が未婚、女性の64.6%が未婚となる。30代40代については男女ともに未婚率は全国及び神奈川県と同程度になるが、有配偶率が全国及び神奈川県に比べ高く、離婚率が低くなっている。

③雇用状況

（労働力状態）

- 15歳以上の労働力状態について、15～19歳は男女ともに8割弱が「非労働力人

⁵ 川崎市(2021)「第5次かわさきノーマライゼーションプラン」

⁶ 川崎市(2022)「第2期川崎市子ども・若者の未来応援プラン」

口」の「通学」となっており、就学者の割合が高い。20代は男女ともに8割以上が「労働力人口」となるが、女性は30代、40代以降「労働力人口」が減少し「家事的ほか仕事」や「家事」の割合が高くなる（[図表5](#) 29ページ）。

- ・全国と比較すると、川崎市30代、40代女性の労働力率は全国平均より低く、「M字カーブの底」が深い状況が解消されていない。

（従業上の地位）

○川崎市の10代は主に非正規雇用で就業している。15～19歳のうち、非正規雇用者割合は男性78.3%、女性91.3%となっており、特に「パート・アルバイト・その他」の割合が高い。20代以降は、正規雇用者割合が高くなり、川崎市は男女ともに20代の正規雇用が7割を超える。男性の正規雇用者割合は30代以降9割を超えるのに対し、女性の正規雇用者割合は30代以降減少する。全国と比較すると、川崎市は10代の非正規雇用者割合が全国及び神奈川県よりも高く、20代、30代、40代では正規雇用者割合が全国より高くなっている（[図表6](#) 29ページ）。

（産業）

○川崎市の女性就業者が従事する主な産業は「卸売業、小売業」、「医療、福祉」、「サービス業」で、全国や神奈川県に比べて「情報通信業」の割合が高く、「医療・福祉」は低い。女性10代は「宿泊業、飲食サービス業」、「卸売業、小売業」、「教育、学習支援業」、20代、30代は「卸売業、小売業」、「医療、福祉」、「情報通信業」、40代は「医療、福祉」、「卸売業、小売業」、「製造業」が高くなる（[図表7](#) 30ページ）。

- ・全国に比べ女性10代は「教育、学習支援業」が、20代、30代、40代は「情報通信業」、「学術研究、専門・技術サービス業」の割合が高い。

（職業）

○川崎市の女性就業者の職業は「事務従事者」、「専門的・技術的職業従事者」、「サービス職業従事者」の順に高く、男性と同様に全国や神奈川県と比べて「専門的・技術的職業従事者」、「事務従事者」の割合が高い。女性10代は「サービス職業従事者」、「販売従事者」が併せて7割以上を占め、20代、30代は「事務従事者」、「専門的・技術的職業従事者」、「サービス職業従事者」の割合が高く、40代は「事務従事者」、「専門的・技術的職業従事者」の次に「サービス職業従事者」が高くなる（[図表8](#) 30ページ）。

- ・全国女性と比べると、川崎市は神奈川県と同様に総数に占める「販売従事者」の割合が高いという特徴がある。

④教育

○川崎市は大学卒・大学院卒の割合が高く、高学歴化が進んでいる。川崎市の10代男女ともに在学者が9割以上となっており、20代の大学卒・大学院卒も全国や神奈川県に比べると高い。特に30代は、男性の47.4%、女性の42.2%が大学・大学院卒となっている（**図表9** 31ページ）。区別にみると、男女ともに大学卒・大学院卒の割合は麻生区、中原区で高く、川崎区が7区の中で一番低くなっている。

(2) 川崎市におけるコロナ禍での非正規シングル女性に対する影響調査結果

1990年代以降、女性及び若年層を中心として非正規雇用者が急速に増えており、川崎市においても10代女性は9割以上、20代・30代女性は3割程度、40代女性は5割程度が非正規雇用となっている。非正規雇用については、働き方の一つとしてパートタイム労働や派遣労働を自発的に選択する場合がある反面、正社員として働ける会社がない等の非自発的な理由によってやむをえず選択している場合もあり、若年層を中心に他の就業形態への転換希望を持つ者も多いことが指摘されている⁷。また、相対的に低賃金で雇用が不安定となり、被用者保険制度の適用外となるなど頼るべき家族がいない場合、生活困難に陥りやすいといった課題もある。

さらに新型コロナウイルス感染症の拡大が、女性の非正規雇用者に甚大な影響を及ぼしている。川崎市では、令和3(2021)年度に内閣府地域女性活躍推進交付金を使用し、非正規シングル女性がコロナ禍でどのような影響を受けたのかについて、調査⁸を実施した。その結果、明らかになった状況は以下のとおりである。

(コロナ禍での仕事と生活への影響)

○コロナ禍による仕事の影響は正規・非正規雇用者ともにみられるが、特に非正規雇用者で収入減、勤務時間の減少、失業の影響がみられる。16～29歳非正規雇用者のうち、3割が勤務時間の減少及び収入減があったと回答している（**図表10** 32ページ）。また、「家計のゆとり」について、正規雇用者の46.7%、非正規雇用者の66.3%が「苦しい」と回答している。

(コロナ禍での心身の健康への影響)

○正規・非正規雇用問わず生活への不安が高まっているが、特に16～29歳非正規

⁷ 男女共同参画会議 監視・影響調査専門調査会（2009）「新たな経済社会の潮流の中で生活困難を抱える男女についてとりまとめに向けた論点整理」

⁸ 川崎市男女共同参画センターでは、川崎市在住の15～69歳のシングル女性（未婚・非婚・離別・死別の無配偶女性）606人を対象にインターネット上でアンケート調査を実施した。調査結果は、「川崎市におけるコロナ禍での非正規シングル女性に対する影響調査— アンケート調査報告書 —」として令和4(2022)年3月に公表されている。

<https://www.scrum21.or.jp/study/research>

雇用者で「将来・老後」「健康」に関する不安が高まっており、孤立感を深めている。「死んでしまいたいと思った」の回答は、非正規雇用者のうち16～29歳と30～39歳で最も高い（[図表 11](#) 33 ページ）。ただ、悩み・不安への対応について、40代以降は「相談できる相手がいない」が高くなる傾向がある。

（必要な支援へのニーズと情報へのアクセス）

- 支援や制度の認知度は正規に比べ非正規雇用者でより高いが、利用状況は低い。利用しなかった理由として、特に16～29歳の非正規雇用者のうち、72.0%が「申請対象かどうかわからない」、40.0%が「利用方法がわからない、手続きが複雑」と回答している（[図表 12](#) 34 ページ）。
- 必要だと思う支援に関して、非正規雇用者は「給付金・支援金・休業手当などの金銭的な支援」、「心身がリフレッシュできる場」、「支援機関や制度についての情報提供」、「支援についての情報やアドバイスをもらえる機会」、「住まいや住居に関する支援」の順に高い。
- 情報の収集方法について、非正規雇用者全体はインターネットが6割強、行政や支援機関のサイトが5割程度となっている。16～29歳の非正規雇用者はインターネットが65.5%、行政や支援機関のサイトが47.3%に次いでSNSが36.4%となっている（[図表 13](#) 35 ページ）。

4 若年女性が抱える生活上の困難課題

(1) 若年女性が抱える複合的困難

若年女性が抱える生活困難は、家族関係、就学・就労状況、健康状態、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ、性暴力被害など、複数の状況が相互に関連する中で生じている。国では、令和3(2021)年度に「困難な問題を抱える若年女性の包括的な支援に関する調査研究」ワーキングチームを設置し、若年女性を対象とした支援の実施状況や課題等の把握を行っている。ワーキングチームでは、「困難な問題を抱える若年女性に対する支援 スタートアップマニュアル」を作成し（令和4(2022)年3月に公表）、若年女性が直面する複合的な困難として以下を挙げている。

【若年女性が直面する複合的困難】

- ① 家族関係の悪化や家族の崩壊、きょうだい間の差別
- ② 親からの暴力、親やきょうだいからの性虐待、性暴力・性被害
- ③ 貧困・経済的困窮
- ④ 性搾取
- ⑤ 居場所の喪失、社会的孤立
- ⑥ 学校教育からのドロップアウト（いじめ、不登校、高校中退）
- ⑦ 就労機会・継続からの排除やドロップアウト、不安定な就労環境・低賃金
- ⑧ 予期せぬ妊娠、中絶とそのトラウマ、孤立した環境での出産と子育て
- ⑨ 心身の健康の侵害や障害－うつ、精神疾患や精神障害、知的障害、発達障害
- ⑩ 自死念慮、自殺未遂、リストカット・オーバードーズ（自傷行為）

など

(2) 家庭生活、学校生活、就労、性暴力に関する若年女性等の状況

① 家庭生活

(ヤングケアラーの状況)

○近年、本来大人が担うとされている家事や家族の世話などを日常的に行っている「ヤングケアラー」の存在が社会的に認知され、実態把握及び支援の必要性が指摘されている。

- ・令和4(2022)年度に実施された調査では、小学6年生は6.5%、中学2年生は5.7%、全日制高校2年生は4.1%が世話をしている家族が「いる」と回答している⁹。
- ・ヤングケアラーの男女比を把握した調査は多くはないが、支援者がヤングケアラーを把握し要保護児童対策地域協議会や外部の支援に繋いだケースでは、6割以上が女性となっており、性別役割分業を背景にヤングケアラーとなる若年女性は潜在的に多いことが伺える¹⁰。
- ・川崎市においても、家族間・家庭でのつらい経験のうち、「親や親せき、きょうだいの世話や介護をしないといけなかった」が2.8%を占めるなど、家庭の中でケアを担う子どもの存在が把握されている¹¹。

(若年母親の状況)

○核家族化や地域関係の希薄化に伴い、子育てに不安や負担を感じる家庭や、社会と繋がりにくい若年層も増えている。

⁹ 株式会社日本総合研究所(2022)「令和3年度 ヤングケアラーの実態に関する調査研究」

¹⁰ 三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社(2021)「令和2年度 ヤングケアラーの実態に関する調査研究」

¹¹ 川崎市(2021)「川崎市子ども・若者調査報告書」

- ・未就学児を育てる川崎市の保護者(回答者の84.9%は母親)への調査によると、近所付き合いの程度に関して、「玄関先など、出先であったときに挨拶をした」が68.5%、「子どもの保育所や幼稚園、習い事などで付き合いのある人(いわゆるママ友・パパ友)の家を訪れたり、連絡を取り合ったりした(親族は除く)」が47.1%となっており、多くの保護者は地域とのつながりを持っている。一方で、「全く付き合いがない」も13.2%となっており、地域との交流が少ない層もいることが伺える¹²。令和4(2022)年の児童福祉法等の改正では、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化している状況等を踏まえ、児童発達支援センターの役割の明確化など支援体制の強化・充実が位置付けられたが、発達障害等を持つ子どもを養育する家庭が、地域で孤立することなく支援体制に繋がっていくことが一層必要となっている。

(母子世帯の状況)

- 日本の母子世帯の就労率は8割以上となるが、その半数近くが非正規雇用で平均年間就労収入は200万円となっている¹³。また、大人一人で子どもを育てる世帯の相対的貧困率は48.1%と極めて高い状況にある¹⁴。特に厳しい状況にあるのが離婚等による生別母子世帯で、離婚相手からの養育費受取率は28.1%¹⁵に留まっている。家計を維持するために母親が長時間労働や多重就労をせざるを得ない状況は、母親の心身の健康に影響をもたらすとともに、時間的にも精神的にも子どもに十分に対応できない母子世帯があるといった指摘もある¹⁶。こうした経済的困窮や家庭環境の不安定さが子どもの教育や就業に影響し、生活困難が次世代に連鎖することが懸念される。
- ・コロナ禍の令和2(2020)年度はシングルマザーの失業率が大幅に増加しており、臨時休校などで生活状況がより困難になっていることも明らかになっている¹⁷。令和3(2021)年に川崎市在住のひとり親を対象にしたアンケート調査結果¹⁸では、過去1年間の日常生活の状況で当てはまるものとして、「経済的事情で、子どもの塾や習い事をやめさせた」、「必要な日用品や衣類が買えなくなった」は20%以上、「必要な食料を買えないこともあった」が15%以上となっている。

¹² 川崎市(2021)「川崎市子ども・若者調査報告書」

¹³ 内閣府男女共同参画局(2022)『令和4年版男女共同参画白書』

¹⁴ 厚生労働省(2019)「国民生活基礎調査結果」

¹⁵ 厚生労働省(2021)「令和3年度全国ひとり親世帯等調査結果報告」

¹⁶ 男女共同参画会議 監視・影響調査専門調査会(2009)「新たな経済社会の潮流の中で生活困難を抱える男女についてとりまとめに向けた論点整理」

¹⁷ コロナ下の女性への影響と課題に関する研究会(2021)「コロナ下の女性への影響と課題に関する研究会 報告書 ～誰一人取り残さないポストコロナの社会へ～」

¹⁸ 川崎市(2021)「川崎市ひとり親に関するアンケート調査結果」。調査は川崎市児童扶養手当受給資格者を対象に実施し、回答者のうち母子世帯が93.5%を占める。

②学校生活

(日常生活におけるSNSの利用状況)

- 社会全般でスマートフォンの所持や利用が一般的になっており、若年層においてもSNSの利用が拡大している。
- ・川崎市の調査では、スマートフォンを所持する若年層が平日一日にSNSを使用する時間の区分は「1時間以上3時間未満」が一番高く、同回答が中学2年生で48.2%、16～30歳で47.7%を占めている¹⁹。

(SNSによるいじめ・犯罪の増加)

- SNSの利用の拡大に伴い、SNSの投稿によってトラブルを起こしたり、いじめや犯罪に巻き込まれるケースも増えており、SNSの利用に関する教育・啓発が求められている。また、SNSに起因する犯罪に若年女性が巻き込まれる事態も増加・深刻化している。
- ・全国の児童生徒が「パソコンや携帯電話等」によって「ひぼう・中傷」等を受ける件数は、令和元(2019)年度は1.8万件と5年前の約2.3倍になっている²⁰。
- ・川崎市においても、令和3(2021)年度のいじめの様態別認知件数のうち、「パソコンや携帯電話等でひぼう・中傷や嫌なことをされる」が小学校で85件、中学校で44件となっている²¹。
- ・令和4(2022)年には、SNSでのやりとりを通じて知り合った男性により、若年女性が亡くなる事件が相次いで報道された。男性から自殺ほう助を受けた横浜市の女子中学生の事例、また殺害された札幌市の女子大生の事例ともに被害者に自殺念慮があったことが分っており、孤立や孤独を抱える若年女性が、インターネットを介して見知らぬ人に容易に繋がり、犯罪被害者となるリスクへの対応が求められている。

③就労

(男女間賃金格差)

- 性別役割分業を背景とした離職、就業制約を背景に女性は非正規雇用が多く、そのため女性が持てる能力を発揮して、自身で生計を維持していくことができる就労環境が未だ十分に整っていない。特に、若年層における不安定雇用の増大は、キャリアの積みにくさや長期的な経済的困難に繋がることが懸念されている。こうした非正規雇用における女性の割合の高さは、就労における男女の賃金格差と

¹⁹ 川崎市(2021)「川崎市子ども・若者調査報告書」

²⁰ 文部科学省(2022)「令和3年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

²¹ 川崎市(2022)「令和3年度川崎市立小・中学校における児童生徒の問題行動・不登校等の調査結果」

しても顕在化しており、女性の生活困難リスクの高さにも繋がっている。

- ・神奈川県令和2(2020)年度の男性平均賃金は397.3千円、女性平均賃金は294.3千円となっており、男性一般労働者の給与水準を100としたときの女性一般労働者の給与水準(男女間指数)は74.1となっている。男女間の賃金格差は、年々縮小傾向にあるが、依然として差が見られる。また、年齢別に男女間指数をみると、「～19歳」は92.5、「20～24歳」は97.5、「25～29歳」91.1、「30～34歳」88.9、「35～39歳」80.6、「40～44歳」76.8となっており、20代後半以降男女間の差が開いていく状況となっている²²。なお、左記の男女の賃金格差については雇用形態別に把握したものではないため、男性正規雇用と女性非正規雇用を比較した場合、賃金格差はより大きいことが見込まれる²³。

(社会保障制度・税制の壁)

- 男女の賃金格差の背景の一つには、女性が出産をきっかけに離職した後、非正規雇用として再就職し、税制や社会保障制度における配偶者控除を受けるため、就業時間や日数を調整する「就業調整」を行っている実態がある。
- ・野村総合研究所の調査によると、有配偶パート女性のうち6割以上が就業調整を行っているが、そのうち8割近くが、「年収の壁」を超えても「働き損」にならないのであれば、今より多く働きたいと回答している²⁴。
- ・社会における男女間賃金格差や社会保障制度における優遇措置は、女性の就業の選択肢を制約するだけでなく、女性の経済力を相対的に脆弱にすることで、家庭内暴力や虐待から逃れることも困難にしていることが懸念される。

④性暴力、若年妊娠等に係る状況

(性暴力)

- 若年層の性暴力の被害の実態は必ずしも十分に把握されていないが、調査によっては「約4人に1人」が何かしらの性暴力被害経験があることが指摘されている。低年齢時点での被害、継続的な被害、様々な形態の性暴力の重複被害から回復することは容易ではなく、その後の人生にも深刻な影響を及ぼすが、多くの被害者が相談に至らず支援に繋がっていない状況がある。

²² かながわ労働センター(2021)「令和2年 神奈川の賃金状況」

²³ 「令和3年賃金構造基本統計調査」(厚生労働省)によると、全国の令和3(2021)年の性別・雇用形態別に見た年間平均賃金(千円単位)は男性正社員・正職員が348.8、男性正社員・正職員以外は241.3、女性正社員・正職員は270.6、女性正社員・正職員以外は195.4となっている。この数値をもとに、男性正社員・正職員の平均賃金を100として雇用形態別に男女間指数を算出すると、男性正社員・正職員以外は69.2、女性正社員・正職員は77.6、女性正社員・正職員以外は56.0となる。

²⁴ 野村総合研究所 2022年9月20日ニュースリリース「有配偶パート女性の6割以上が年収を一定額以下に抑える『就業調整』を実施」

- ・16～24歳の若年層に実施した調査²⁵では、回答者の26.4%が「性交を伴う性暴力被害」、「身体接触を伴う性暴力」、「視覚による性暴力」、「言葉による性暴力」、「情報ツールを用いた性暴力」のいずれかの性暴力被害があると回答している。
- ・「性交を伴う性暴力」被害では、どこにも相談をしなかったケースが半数を超え、相談できたケースにおいても「3日以内」は40%に留まっており、相談までに時間を要している。

（性売買の被害）

- 若年女性が性被害や性的搾取に遭う状況は多様化・深刻化しており、特に、家庭における虐待や貧困、学校や地域での居場所のなさ、SNSのトラブルなどが複合的にからむ中で、風俗産業や売春に巻き込まれている実態がある。
- ・若年女性を支援する団体の活動から、居場所を持たない若年女性は独力で生き抜こうとする中で、性売買や性産業で性的搾取の被害に遭うことが指摘されている²⁶。そうした若年女性は大人や支援機関への不信感も強いが、その背景に過去に児童福祉や警察などの公的機関に繋がっても、「非行少女」として扱われるなど適切に対応されなかった経験を持つことも把握されている。
- ・東京都にある婦人保護施設が行った調査では、入所者の3割は何らかの形で売春経験があること、またその動機として8割近くが経済的困窮を挙げており、若年女性にとって売買春は生き延びるための選択肢として機能している実態がある²⁷。
- ・さらに、性風俗産業における売春強要や性的搾取を受ける若年女性の中には、障害を持つ女性が含まれることが指摘されている。そうした女性は、障害特性ゆえに意思表示やコミュニケーションが苦手だが、そのことが周囲から認知されないまま家出し、性産業に取り込まれる中で、心身共に非常に傷ついた状態で婦人保護施設にたどり着く実態がある²⁸。

（若年妊娠）

- 若年女性が予期せぬ妊娠によって、誰にも相談できず一人で葛藤を抱え込み孤立する状況も見られる。そうした女性は機能不全の家族の中で育ち、頼れる人が多くないことも指摘されている。孤立の中、若年女性が中絶することもできず出産し、子どもを死亡させる事例も顕在化している。
- ・全出生数のうち母親の年齢が若年(10代)の割合は約1%前後で推移しているが、厚生労働省によると、心中以外の虐待死事例における「若年(10代)妊娠」の割

²⁵ 内閣府男女共同参画局(2022)「令和3年度若年層に対する性暴力の予防啓発事業 若年層の性暴力の実態に関するオンラインアンケート及びヒアリング結果 報告書」

²⁶ 一般社団法人 Colabo(2021)「2021年活動報告書」

²⁷ 須藤八千代・宮本節子(2013)『婦人保護施設と売春・貧困・DV問題 女性支援の変遷と新たな展開』明石書店。

²⁸ 脚注27と同様。

合は 16.9%であり、その割合の高さが顕著となっている²⁹。

- ・実際に令和 3 (2021)年には、愛知県に住む 20 歳の女性が周囲からのサポートを得られないまま公園のトイレで出産に至り、死体遺棄、保護責任者遺棄致死容疑で逮捕された事件があった。当該女性は、乳児の父親に中絶の同意が得られず、医療現場からも中絶手術を断られ、家族にも打ち明けられない中、墮胎時期を逃した末の出産だったことが明らかになっている³⁰。

○予期せぬ妊娠を防ぐ手段として緊急避妊薬（アフターピル）があるが、医師による処方が必要となるとともに、地方において産婦人科を受診しにくい状況がある。またどこで入手できるかの周知も十分とは言えず、デートレイプを含む犯罪などが関係する場合などにおいても、アクセスしやすいとは言い難い。また、人工妊娠中絶のための経口中絶薬については令和 5 (2023)年 1 月末現在、厚生労働省の専門部会で意見が取りまとめられた。今後分科会で承認が了承されれば、女性に負担の少ない中絶の選択肢が増えることが期待されるが、安全な利用に向けて副作用など使用に関する周知・啓発を行うことも求められている。社会全体として若年女性の性被害支援や予期せぬ（あるいは望まない）妊娠防止・中絶へのアクセスなど、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）を保障する体制が乏しい状況が、より一層若年女性の困難を深刻化させている。

（人権の観点からの性教育の推進）

- 日本で性教育というと生殖の仕組みや二次性徴、性感染予防を学ぶという認識が強いが、国際的には平成 21 (2009)年にユネスコが「国際セクシュアリティ教育ガイダンス」を公表したことを契機に、ジェンダー、セクシュアリティ、健康とウェルビーイング、性暴力の防止を人権尊重の観点から身に着ける「包括性教育（Comprehensive Sexual Education）」が主流となっている。
- ・日本においても「生命（いのち）の安全教育」の開始に伴い、学校教育の中でプライベートゾーンや、デートDVについての啓発が進められているが、学習指導要領上で避妊や人工中絶は高校で扱う内容となっており、若年層が自身の性的発達を肯定的に捉え、性に関して賢明な選択を行い、自らと他者の性を尊重する知識・態度・スキルを育む機会は十分ではない。こうした性教育の乏しさは、若年女性が望まない妊娠や性暴力に遭った際に、周囲に助けを求められず困難に直面する状況を生じさせている。貧困や対人関係、健康問題など多様な生活課題を抱える中で、性暴力や性虐待の被害経験を持つ若年女性がいることを念頭に、学校

²⁹ 厚生労働省(2022)「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第 18 次報告）（社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会）」

³⁰ 読売新聞 2021 年 9 月 24 日「公園トイレで出産し遺棄、未婚中絶へ「男性同意」が壁に…墮胎時期を逃す」

教育の中で人権尊重の観点からの性教育及び性暴力・性被害の防止を推進することが求められている。

(2) 男女平等推進審議会がヒアリングを通じ把握した状況

審議会では、毎年度、行動計画の進捗管理の一貫で、計画に位置付けられた市の施策を所管する部署を対象にヒアリング評価を行っている。以下は、近年のヒアリングを通じて把握した若年女性に係る状況である。上記の全国的な課題と同じく、川崎市においても、若年女性が家庭や就労で困難を抱えているものの、施策事業の中で顕在化していない状況が把握された³¹。

①家庭生活

○親の離婚や再婚、貧困など複雑な成育歴を持つ場合、身近な家族や親族から援助を得ることができず、親族等から給料を搾取される状況や、家族トラブル等を契機に居場所を失う状況が見られる。また、若年妊娠・出産や配偶者等からの暴力によって孤立する状況も把握された。

若年女性が生活困難に直面し居場所を喪失した際は公的施設や民間シェルターなどに入所し生活再建を目指すことになるが、従前から抱える家族問題や不安定就労などが影響して、選択肢は限られており、生活安定に向けた方向性は見出しづらい状況がある。生活に困難を抱える中で風俗店の寮が身を寄せる場の一つになっている実態もある（令和2・4年度ヒアリング）。

②就労

○若年女性の雇用形態は非正規雇用が多く、コロナ禍でダメージを受けたサービス業、卸売・小売業の従事者も多い。さらに、障害特性や家族不和や家庭におけるケア役割の負担などの複合的な課題を抱える場合、短期離職を繰り返したり、独力での就職が難しいなど不安定就労から抜け出すことが難しい状況が見られる（令和4年度ヒアリング）。

○食品のデリバリーなど個人請負による就業など雇用形態も多様化する中、雇用に関する制度や、税金、社会保障の仕組みなどを十分に認識していないことも多く、そうした知識等や生活力を身に着ける教育も不足している（令和4年度ヒアリング）。

○コロナ禍で若年層からの住宅確保給付金の申請件数の増加が顕著になっている（令和4年度ヒアリング）。

³¹ 審議会によるヒアリング結果は毎年度「川崎市男女平等推進行動計画 年次報告書」の中で公表している。各年度の報告書は市のホームページに掲載されている。
<https://www.city.kawasaki.jp/shisei/category/60-10-3-0-0-0-0-0-0-0.html>

- 若年層の家族の中にある固定的な性別役割分担意識から、若年男性には安定的な正規雇用を望むのに対し、若年女性には雇用形態を問わず社会参加することを望むなど、保護者が若年層に期待する就労や将来的な展望に男女差が見られる（令和元年度ヒアリング）。

③行政施策への距離

- 公的な空間において若年層を受け入れる場や、若年層が信頼して相談できる場が社会全体で少ない。市の各種相談窓口で受ける10代や20代からの若年層からの相談件数は相対的に少なく、電話相談や面接相談は若年層にとって心理的ハードルが高いことも把握された（令和3・4年度ヒアリング）。
- 生活再建を目指す公的施設や民間シェルターへの入居については、相談者がアルバイト就労などを希望する場合、外出制限などの施設の条件と本人の希望が合致せず、入居に至らないこともある（令和4年度ヒアリング）。

(3) 新型コロナウイルス感染症の影響

若年女性の困難課題については、新型コロナウイルス感染症の拡大により、深刻さを増している点に留意が必要である。若年女性は、新型コロナウイルス感染症により影響を受けた飲食業やサービス業などの産業への従事また非正規雇用者の割合も高いことから、経済的困窮のみならず将来的な不安も増加している。また、そうした不安の増加は、相談件数の増加や女性自殺者数の増加としても顕在化している。

- ・全国的にDV相談件数、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターに寄せられる相談件数は増加傾向にある。また、若年女性への支援を行う民間支援団体等に寄せられる相談件数も増加している。
- ・就業者数は、令和2(2020)年4月に男女ともに大幅減少したが、特に女性の減少幅が大きく、若年層の従事者も多い「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「卸売、小売業」が影響を受けた。女性非正規雇用者数は、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」を中心に令和3(2021)年も減少で推移している³²。また、コロナ禍で若年層を対象とする就労体験やインターシップなども中止・縮小された時期もあり、今後の就職・就労継続への影響が懸念される。
- ・女性の自殺者数は令和2(2020)年度から増加傾向にある。東京大学の試算によるとコロナ禍で増加した自殺者数のうち20代女性が最多を占め、「非正規雇用が多

³² 内閣府男女共同参画局 「今週の男女共同参画に関するデータ 第60回（令和4年12月2日掲載）コロナ下の女性への影響に関するデータ」

い女性は経済的影響を受けやすく、若者の方が行動制限の影響などで孤独に追い込まれている」ことが指摘されている³³。

第3章 今後の施策の方向性について

1 若年女性を支援につなぐ仕組みづくり

近年徐々に若年女性が抱える困難が政策課題として認識されているが、支援が必要であるにもかかわらず支援に繋がらない若年女性は依然として多くいる。そうした背景に、支援制度が必ずしも分かりやすい形で届けられていないこと、また対面での相談を主流とする行政の相談窓口へのハードルが高い状況がある。居場所がないゆえの不安定さや行政的な資料作成へのなじみのなさなど、若年女性が支援に繋がる上での障壁は、対面や申請を要件とする行政サービスや福祉的支援そのものの在り方を問いかけている。こうした課題は若年女性に限った問題ではなく、若年層をはじめとした困難を抱えた女性が支援に円滑に繋がるよう、多様な媒体での支援情報の提供や、安心して相談に繋がる体制の充実が必要である。

○施策の方向性

- ・ SNS など紙媒体に限定されない多様な広報媒体を使用した広報・周知の実施
- ・ 制度や支援に関する分かりやすい情報提供の推進
- ・ SNS の使用や民間団体との連携による、若年層が相談しやすい、若年層の目線に立った相談体制やアウトリーチ（支援が必要であるにもかかわらず届いていない人に対し、行政や支援機関などが積極的に働きかけて情報・支援を届けること）支援、同行支援の検討
- ・ 制度利用や申請へのハードル軽減に向けた、チャットボットの使用など行政サービスのデジタル化の検討

2 地域で若年女性を支える居場所づくり

若年女性に向けた支援においては、一人一人の意思を尊重しながら、本人の状況や希望に応じた多様なニーズに応じて必要な支援が行えるような地域の体制や居

³³ 2022年8月17日 産経新聞「コロナで自殺者8千人増 20代女性最多、経済影響か 20年3月以降、東大試算 行動制限で若者孤独も」

場所づくりが求められている。そのためには、既にある社会資源を生かしながら、必要な支援を包括的に提供できる居場所や相談体制を構築していく必要がある。

○施策の方向性

- ・サテライト型のスペースやグループ相談など、相談支援や情報提供を行う居場所の創出
- ・仕事・お金・住まい・健康など、若年層が抱える複合的な課題に対応できるワンストップ窓口や複数の相談員による相談体制の検討
- ・多様な部署や関係機関の連携による若年層の居場所や学習機会の提供、若年も対象となる多様な支援制度の把握、就業支援における地域企業との連携や関係づくりなど社会資源の掘り起こし

3 若年女性が抱える多様な支援ニーズへの対応に向けた関係機関・民間団体等の連携

若年層の抱える困難課題は、家庭、教育、就労、性暴力など多岐にわたるため、行政及び民間団体等多様な関係機関における連携・協働が不可欠である。特に、若年女性への対応、性被害からの回復支援や自立に向けた支援においては、民間団体の持つ経験や知見を活かしながら、支援における専門性を確保することが求められている。こうした相互に連携する支援ネットワークの構築は、困難女性支援法の成立を受けてさらに重要となっており、各関係機関の役割や位置付けを明確にしながら同法を踏まえた具体的な支援体制を構築することが必要である。

○施策の方向性

- ・行政・民間団体等多様な関係機関との支援ネットワークの構築とネットワークにおける課題の蓄積や情報共有、切れ目のない支援を提供できる体制の検討
- ・困難女性支援法第7条の国の「困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針」に即し、同法第8条第2項に規定された「都道府県基本計画」を勘案して、同条第3項に規定された「市町村基本計画」策定の検討及び若年女性支援施策の具体化

参考データ

図表1 人口総数（年代・性別区分）【全国・神奈川県・川崎市】

- ・川崎市の人口に占める若年女性の割合は年代が上がるにつれて高くなる。10代女性の割合は全国・神奈川県に比べると若干低いが、20代、30代、40代女性の割合は全国・神奈川県に比べ高い（特に20代、30代は1ポイント以上高くなっている）。
- ・川崎市の10代から40代までのどの年代区分でも女性人数より男性人数が上回っており、全国や神奈川県に比べその差が若干大きい。

年齢	全国			神奈川県			川崎市		
	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女
総数	126,146,099	61,349,581	64,796,518	9,237,337	4,588,268	4,649,069	1,538,262	775,772	762,490
10～19歳	10,967,957	5,622,160	5,345,797	796,930	408,353	388,577	125,469	64,205	61,264
	8.7%	4.5%	4.2%	8.6%	4.4%	4.2%	8.2%	4.2%	4.0%
20～29歳	11,963,270	6,091,956	5,871,314	965,808	497,065	468,743	193,620	99,279	94,341
	9.5%	4.8%	4.7%	10.5%	5.4%	5.1%	12.6%	6.5%	6.1%
30～39歳	13,796,161	6,993,886	6,802,275	1,050,871	540,922	509,949	213,558	111,127	102,431
	10.9%	5.5%	5.4%	11.4%	5.9%	5.5%	13.9%	7.2%	6.7%
40～49歳	17,941,370	9,052,436	8,888,934	1,410,694	720,718	689,976	246,627	127,947	118,680
	14.2%	7.2%	7.0%	15.3%	7.8%	7.5%	16.0%	8.3%	7.7%

（資料）令和2年度国勢調査

図表2 人口総数に占める外国人（年代・性別・国籍区分）【川崎市】

- ・川崎市に住む外国人を国籍別にみると総数では「中国」が最も多く、次いで「韓国、朝鮮」、「フィリピン」となる。男女別にみる「中国」「韓国、朝鮮」に次いでと男性は「ベトナム」が、女性は「フィリピン」の割合が高くなる。年代別にみると、男女ともに10代では「フィリピン」の割合が高くなるが、20代では「ベトナム」の割合が高くなる。

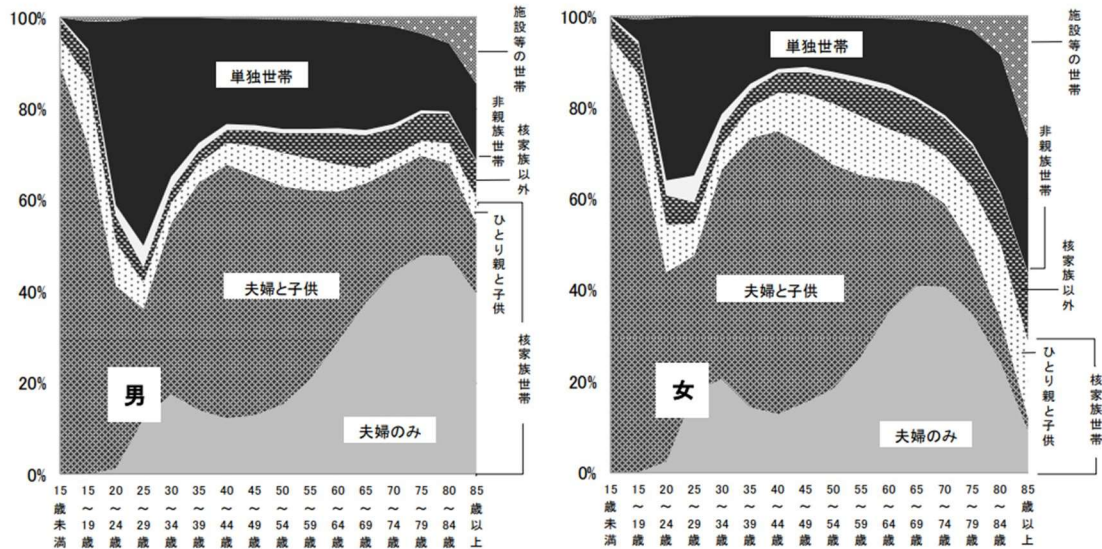
年齢	韓国、朝鮮	中国	フィリピン	タイ	インドネシア	ベトナム	インド	ネパール	イギリス	アメリカ	ブラジル	ペルー	その他
総数	18.0%	38.9%	10.4%	1.4%	1.2%	7.5%	3.0%	3.2%	0.7%	2.4%	2.1%	1.1%	10.2%
0～9歳	7.6%	50.9%	8.6%	0.3%	1.1%	8.5%	6.6%	3.5%	0.2%	1.5%	1.7%	1.0%	8.5%
10～19歳	17.4%	41.8%	15.4%	0.7%	1.0%	6.4%	1.3%	3.7%	0.2%	1.1%	2.9%	2.8%	5.4%
20～29歳	10.7%	40.7%	6.3%	1.1%	2.4%	17.3%	2.7%	3.8%	0.6%	2.2%	1.5%	0.6%	10.3%
30～39歳	12.2%	44.1%	8.2%	1.6%	1.1%	6.6%	4.9%	4.2%	0.9%	2.6%	1.5%	0.6%	11.6%
40～49歳	19.9%	37.1%	15.5%	1.9%	0.8%	1.5%	2.0%	3.5%	1.2%	2.3%	2.4%	1.5%	10.4%
男	17.7%	36.7%	5.6%	0.9%	1.6%	8.7%	3.7%	3.6%	1.2%	3.4%	2.7%	1.4%	12.7%
0～9歳	6.9%	51.7%	8.9%	0.4%	0.8%	8.0%	6.6%	4.0%	0.1%	1.6%	2.1%	1.0%	7.9%
10～19歳	15.3%	43.4%	15.3%	0.4%	0.8%	6.4%	1.1%	4.3%	0.0%	1.4%	3.1%	2.8%	5.6%
20～29歳	10.5%	38.7%	5.0%	1.1%	3.3%	18.8%	3.0%	3.2%	0.7%	2.3%	1.8%	0.6%	11.0%
30～39歳	13.7%	38.2%	5.3%	1.1%	1.2%	7.8%	5.8%	4.5%	1.6%	3.8%	1.9%	0.7%	14.4%
40～49歳	22.3%	32.7%	4.6%	0.7%	0.9%	1.4%	3.4%	5.2%	2.4%	4.4%	3.5%	2.4%	16.2%
女	18.2%	40.9%	14.9%	1.9%	0.9%	6.3%	2.3%	2.8%	0.3%	1.4%	1.5%	0.9%	7.8%
0～9歳	8.4%	50.0%	8.3%	0.3%	1.3%	9.1%	6.6%	3.0%	0.2%	1.3%	1.2%	1.0%	9.2%
10～19歳	19.5%	40.1%	15.4%	0.9%	1.3%	6.3%	1.5%	3.0%	0.4%	0.8%	2.7%	2.9%	5.1%
20～29歳	10.9%	42.9%	7.7%	1.0%	1.5%	15.7%	2.3%	4.4%	0.4%	2.0%	1.2%	0.6%	9.4%
30～39歳	10.6%	50.1%	11.0%	2.0%	0.9%	5.4%	3.9%	3.8%	0.3%	1.5%	1.1%	0.5%	8.7%
40～49歳	18.0%	40.4%	24.0%	2.8%	0.7%	1.6%	0.8%	2.1%	0.3%	0.8%	1.5%	0.9%	6.0%

（資料）令和2年度国勢調査

図表3 世帯の種類（年代・性別）【川崎市】

- ・男女ともに、10代は9割近くが「夫婦と子供」から成る核家族世帯となっており、「ひとり親と子供から成る世帯」が1割近くを占める。
- ・20代になると単独世帯が増加し、特に男性は半数近くが単独世帯となる。30代以降は単独世帯が減少し、女性は約半数近くが「夫婦と子供から成る世帯」となる（ただし、この分類には、結婚し子どもを持つ場合と、未婚で親と暮らす場合の双方が含まれる）。

世帯の種類、世帯の家族類型、年齢（5歳階級）、男女別世帯人員の割合（令和2年）



(資料) 令和2年度国勢調査

図表4 配偶関係（年代・性別）【全国・神奈川県・川崎市】

- ・川崎市の配偶関係について、10代は全国と同じく未婚が99%近くを占め、20代は男性の85%が未婚、女性の65%が未婚となる。
- ・川崎市の30代、40代の有配偶率は、男女ともに全国及び神奈川県より高い。また、20代、30代、40代の離別率は、男女ともに全国及び神奈川県より低い。

男女	年齢	全国				神奈川県				川崎市			
		未婚	有配偶	死別	離別	未婚	有配偶	死別	離別	未婚	有配偶	死別	離別
全体	総数	27.5%	58.3%	8.8%	5.4%	29.4%	58.9%	7.2%	4.5%	31.4%	58.8%	5.8%	4.0%
	15~19歳	99.7%	0.3%	0.0%	0.0%	99.7%	0.2%	0.0%	0.0%	99.8%	0.2%	0.0%	0.0%
	20~29歳	80.8%	18.3%	0.0%	0.9%	83.3%	16.1%	0.0%	0.6%	82.0%	17.6%	0.0%	0.4%
	30~39歳	34.8%	61.4%	0.1%	3.7%	35.2%	62.1%	0.1%	2.6%	33.1%	64.9%	0.1%	1.9%
	40~49歳	23.2%	69.7%	0.5%	6.6%	23.2%	71.4%	0.4%	5.0%	21.3%	74.4%	0.4%	3.9%
男性	総数	31.9%	60.8%	3.2%	4.1%	33.9%	60.0%	2.7%	3.4%	35.5%	59.4%	2.1%	3.0%
	15~19歳	99.8%	0.2%	0.0%	0.0%	99.8%	0.2%	0.0%	0.0%	99.8%	0.2%	0.0%	0.0%
	20~29歳	84.2%	15.3%	0.0%	0.5%	86.6%	13.1%	0.0%	0.3%	85.2%	14.5%	0.0%	0.2%
	30~39歳	40.5%	57.0%	0.1%	2.4%	41.2%	57.0%	0.1%	1.7%	38.2%	60.3%	0.0%	1.4%
	40~49歳	28.0%	67.1%	0.3%	4.6%	28.6%	67.8%	0.2%	3.4%	25.7%	71.2%	0.2%	2.9%
女性	総数	23.4%	56.1%	13.9%	6.6%	25.0%	57.9%	11.5%	5.6%	27.4%	58.3%	9.4%	5.0%
	15~19歳	99.6%	0.3%	0.0%	0.0%	99.7%	0.3%	0.0%	0.0%	99.7%	0.3%	0.0%	0.0%
	20~29歳	62.4%	35.5%	0.0%	2.0%	65.3%	33.3%	0.0%	1.3%	64.6%	34.6%	0.0%	0.8%
	30~39歳	29.0%	65.8%	0.2%	5.0%	29.0%	67.4%	0.1%	3.5%	28.0%	69.5%	0.1%	2.4%
	40~49歳	18.4%	72.2%	0.7%	8.6%	17.7%	75.1%	0.6%	6.5%	16.8%	77.7%	0.5%	5.0%

(資料) 令和2年度国勢調査

【図表5】 労働力状態（年代・性別）【川崎市】

- ・15～19歳は男女ともに8割弱が「非労働力人口」の「通学」となる。20代は男女ともに8割以上が「労働力人口」となるが、女性は30代、40代以降「労働力人口」の割合が減少し「家事のほか仕事」や「家事」の割合が高くなる。
- ・全国の女性の労働力率は20代80.4%、30代78.6%、40代81.5%となっており、川崎市30代・40代女性の労働力率は全国平均より低い。

		労働力人口							非労働力人口			
		労働力人口	就業者				完全失業者	家事	通学	その他		
			主に仕事	家事のほか仕事	通学のかたわら仕事	休業者						
総数	総数	68.4%	66.2%	54.9%	7.6%	1.8%	1.9%	2.2%	31.6%	12.7%	5.6%	13.3%
	15～19歳	18.8%	17.8%	4.3%	0.4%	12.7%	0.5%	1.0%	81.2%	0.5%	78.9%	1.9%
	20～29歳	84.2%	80.7%	69.0%	1.9%	7.8%	2.0%	3.5%	15.8%	3.0%	11.3%	1.5%
	30～39歳	88.3%	85.6%	76.7%	5.3%	0.1%	3.5%	2.7%	11.7%	10.3%	0.2%	1.2%
	40～49歳	88.0%	85.6%	73.2%	11.0%	0.0%	1.3%	2.4%	12.0%	10.5%	0.1%	1.4%
男性	総数	77.9%	75.1%	70.5%	1.2%	1.7%	1.7%	2.7%	22.1%	2.4%	6.0%	13.8%
	15～19歳	17.8%	16.7%	5.3%	0.3%	10.7%	0.5%	1.1%	82.2%	0.4%	79.7%	2.2%
	20～29歳	85.0%	81.3%	71.3%	0.8%	7.9%	1.3%	3.8%	15.0%	0.6%	12.6%	1.8%
	30～39歳	97.8%	94.8%	92.9%	0.5%	0.1%	1.3%	3.0%	2.2%	0.6%	0.2%	1.4%
	40～49歳	97.6%	94.9%	93.2%	0.5%	0.0%	1.2%	2.7%	2.4%	0.7%	0.0%	1.7%
女性	総数	59.2%	57.5%	39.8%	13.9%	1.8%	2.1%	1.7%	40.8%	22.8%	5.2%	12.8%
	15～19歳	19.9%	19.0%	3.2%	0.6%	14.8%	0.5%	0.8%	80.1%	0.6%	78.0%	1.5%
	20～29歳	83.4%	80.2%	66.8%	3.0%	7.6%	2.8%	3.3%	16.6%	5.5%	9.9%	1.2%
	30～39歳	78.5%	76.2%	60.0%	10.2%	0.1%	5.8%	2.3%	21.5%	20.3%	0.2%	1.0%
	40～49歳	78.2%	76.1%	52.8%	21.7%	0.1%	1.5%	2.1%	21.8%	20.6%	0.1%	1.1%

(資料) 令和2年度国勢調査

【図表6】 従業上の地位（年代・性別）【全国・神奈川県・川崎市】

- ・川崎市の15～19歳のうち、非正規雇用者割合（派遣社員とパート・アルバイトその他を加算）は男性78.3%、女性91.3%となっている。特に15～19歳女性の「パート・アルバイト・その他」の割合は91%と高い。
- ・正規雇用者割合は20代以降高くなり、川崎市は男女ともに7割を超える。男性の正規雇用者割合は30代、40代で9割を超えるのに対し、女性の正規雇用者割合は30代以降減少する。
- ・全国と比較すると、川崎市の10代の非正規雇用者割合は全国及び神奈川県よりも高い一方で、20代、30代、40代の正規雇用者割合は全国より高くなっている。

	年齢	全国			神奈川県			川崎市		
		正規の職員・従業員	労働者派遣事業所の派遣社員	パート・アルバイト・その他	正規の職員・従業員	労働者派遣事業所の派遣社員	パート・アルバイト・その他	正規の職員・従業員	労働者派遣事業所の派遣社員	パート・アルバイト・その他
総数	総数	65.6%	3.2%	31.2%	65.3%	3.7%	31.0%	69.5%	3.9%	26.6%
	15～19歳	31.0%	0.8%	68.3%	16.7%	0.4%	82.9%	14.8%	0.4%	84.8%
	20～29歳	72.5%	3.4%	24.1%	70.9%	3.4%	25.7%	74.7%	3.2%	22.2%
	30～39歳	76.3%	3.5%	20.2%	78.1%	4.0%	17.8%	82.1%	3.8%	14.1%
	40～49歳	71.5%	3.4%	25.1%	70.8%	4.2%	25.0%	74.0%	4.4%	21.6%
男性	総数	81.6%	2.6%	15.8%	81.4%	2.8%	15.8%	84.0%	2.5%	13.5%
	15～19歳	39.5%	0.8%	59.8%	24.8%	0.5%	74.8%	21.6%	0.4%	77.9%
	20～29歳	77.1%	2.8%	20.1%	74.3%	2.8%	22.9%	77.8%	2.4%	19.8%
	30～39歳	90.5%	2.5%	6.9%	90.4%	2.8%	6.8%	91.8%	2.3%	5.9%
	40～49歳	92.7%	2.2%	5.1%	92.8%	2.4%	4.8%	93.6%	2.0%	4.3%
女性	総数	48.0%	4.0%	48.1%	46.3%	4.8%	48.9%	52.5%	5.5%	42.0%
	15～19歳	22.4%	0.8%	76.8%	9.2%	0.4%	90.4%	8.7%	0.3%	91.0%
	20～29歳	67.7%	3.9%	28.3%	67.5%	4.0%	28.5%	71.6%	3.9%	24.5%
	30～39歳	59.4%	4.7%	35.9%	62.4%	5.7%	31.9%	70.0%	5.8%	24.2%
	40～49歳	48.6%	4.7%	46.7%	45.1%	6.2%	48.7%	50.6%	7.2%	42.3%

(資料) 令和2年度国勢調査

図表7 産業（年代・性別）【川崎市】

- 川崎市の男性就業者が従事する主な産業は「情報通信業」「製造業」「卸売業、小売業」で、全国や神奈川県と比べて「情報通信業」の割合が高いのが川崎市の特徴となる。男性10代は、「卸売業、小売業」「飲食サービス業」「教育、学習支援業」の割合が高く、男性20代30代40代は「情報通信業」「卸売業、小売業」「製造業」が高くなる。
- 川崎市の女性就業者が従事する主な産業は「卸売業、小売業」「医療、福祉」「サービス業」で、全国や神奈川県に比べて「情報通信業」の割合が高く、「医療・福祉」は低い。女性10代は「宿泊業、飲食サービス業」「卸売業、小売業」「教育、学習支援業」、20代30代は「卸売業、小売業」「医療、福祉」「情報通信業」、40代は「医療、福祉」「卸売業、小売業」「製造業」が高くなる。

男女	年齢	産業																			
		農業、林業	漁業	鉱業、採石業、砂利採取業	建設業	製造業	電気・ガス・熱供給・水道業	情報通信業	運輸業、郵便業	卸売業、小売業	金融業、保険業	不動産業、物品賃貸業	学術研究、専門・技術サービス業	宿泊業、飲食サービス業	生活関連サービス業、娯楽業	教育、学習支援業	医療、福祉	複合サービス事業	サービス業（他に分類されないもの）	公務（他に分類されるものを除く）	分類不能の産業
総数	総数	0.4%	0.0%	0.0%	6.2%	11.4%	0.4%	11.5%	5.3%	14.5%	3.4%	3.4%	6.0%	5.1%	3.4%	4.8%	10.5%	0.4%	7.6%	2.0%	3.4%
	15~19歳	0.1%	0.0%	0.0%	3.0%	4.8%	0.1%	0.9%	3.2%	30.7%	0.1%	0.4%	0.6%	33.7%	3.3%	8.4%	1.6%	0.1%	2.2%	0.2%	6.8%
	20~29歳	0.2%	0.0%	0.0%	4.4%	8.3%	0.4%	15.3%	4.7%	15.1%	3.4%	2.3%	5.2%	7.5%	4.6%	5.4%	10.2%	0.3%	5.8%	1.9%	5.1%
	30~39歳	0.2%	0.0%	0.0%	5.1%	11.6%	0.4%	16.0%	4.5%	13.8%	3.9%	2.7%	7.2%	3.6%	3.5%	4.6%	10.4%	0.4%	6.5%	2.5%	2.8%
	40~49歳	0.2%	0.0%	0.0%	6.4%	12.8%	0.4%	13.3%	5.6%	14.6%	3.5%	2.6%	6.5%	4.3%	2.9%	4.2%	10.5%	0.4%	6.9%	2.3%	2.4%
男性	総数	0.4%	0.0%	0.0%	9.2%	14.8%	0.5%	14.9%	7.4%	12.1%	2.9%	3.6%	6.8%	3.7%	2.5%	3.4%	4.1%	0.3%	7.7%	2.2%	3.2%
	15~19歳	0.1%	0.0%	0.0%	5.6%	8.1%	0.1%	1.2%	4.9%	28.4%	0.0%	0.3%	0.6%	27.3%	3.0%	9.1%	0.8%	0.1%	3.0%	0.2%	7.1%
	20~29歳	0.2%	0.0%	0.0%	6.9%	10.8%	0.6%	19.2%	6.0%	13.1%	2.7%	2.2%	5.5%	6.5%	3.3%	4.5%	4.3%	0.2%	6.1%	2.3%	5.6%
	30~39歳	0.3%	0.0%	0.0%	7.4%	14.6%	0.5%	19.8%	6.0%	11.9%	2.9%	2.6%	7.7%	2.8%	2.6%	3.5%	4.9%	0.4%	6.5%	2.9%	2.6%
	40~49歳	0.3%	0.0%	0.0%	9.3%	16.2%	0.6%	18.0%	7.8%	12.1%	2.9%	2.6%	6.9%	3.0%	2.2%	2.7%	3.8%	0.5%	6.6%	2.5%	2.1%
女性	総数	0.3%	0.0%	0.0%	2.5%	7.0%	0.2%	7.2%	2.8%	17.6%	4.2%	3.3%	5.0%	7.0%	4.6%	6.5%	18.7%	0.4%	7.5%	1.7%	3.7%
	15~19歳	0.0%	0.0%	0.0%	0.6%	1.8%	0.0%	0.6%	1.7%	32.8%	0.1%	0.6%	0.5%	39.6%	3.5%	7.7%	2.3%	0.2%	1.4%	0.1%	6.5%
	20~29歳	0.1%	0.0%	0.0%	1.8%	5.8%	0.1%	11.3%	3.3%	17.2%	4.2%	2.3%	4.9%	8.5%	5.9%	6.3%	16.3%	0.3%	5.5%	1.5%	4.5%
	30~39歳	0.1%	0.0%	0.0%	2.2%	7.8%	0.2%	11.2%	2.7%	16.3%	5.2%	2.7%	6.7%	4.6%	4.8%	6.1%	17.6%	0.5%	6.5%	1.9%	3.0%
	40~49歳	0.2%	0.0%	0.0%	2.7%	8.6%	0.2%	7.3%	2.9%	17.8%	4.4%	2.6%	5.9%	6.0%	3.8%	6.2%	19.1%	0.4%	7.3%	2.0%	2.7%

（資料）令和2年度国勢調査

図表8 職業（年代・性別）【川崎市】

- 川崎市男性就業者の職業は「事務従事者」「専門的・技術的職業従事者」「販売従事者」の順に高く、全国や神奈川県に比べて「専門的・技術的職業従事者」「事務従事者」の割合が高い。10代男性は「サービス職業従事者」「販売従事者」「運搬・清掃・包装等従事者」が高く、20代、30代、40代男性は男性総数と同様の傾向にある。
- 川崎市女性就業者の職業は「事務従事者」「専門的・技術的職業従事者」「サービス職業従事者」の順に高く、男性と同様に全国や神奈川県と比べて、「専門的・技術的職業従事者」「事務従事者」の割合が高い。女性10代は「サービス職業従事者」「販売従事者」併せて7割以上を占める。20代、30代は女性総数と同傾向、40代は「サービス職業従事者」が高くなる。

	年齢	管理的職業従事者	専門的・技術的職業従事者	事務従事者	販売従事者	サービス職業従事者	保安職業従事者	農林漁業従事者	生産工程従事者	輸送・機械運転従事者	建設・採掘従事者	運搬・清掃・包装等従事者	分類不能の職業
総数	総数	1.8%	24.9%	25.1%	14.0%	10.4%	1.2%	0.4%	7.3%	2.6%	3.5%	5.8%	3.1%
	15～19歳	0.0%	8.4%	4.4%	30.0%	31.9%	0.5%	0.1%	6.2%	0.5%	2.5%	8.7%	6.7%
	20～29歳	0.1%	30.2%	20.4%	17.2%	12.2%	1.0%	0.2%	6.3%	1.2%	2.6%	4.1%	4.7%
	30～39歳	0.5%	31.8%	27.3%	14.1%	7.9%	1.1%	0.2%	6.7%	1.6%	2.9%	3.7%	2.3%
	40～49歳	1.2%	26.1%	29.4%	13.1%	8.6%	0.9%	0.2%	7.7%	2.5%	3.6%	4.7%	2.0%
男性	総数	2.7%	26.8%	18.6%	14.4%	6.2%	1.9%	0.5%	9.4%	4.5%	6.0%	6.0%	3.1%
	15～19歳	0.0%	10.1%	3.8%	23.3%	26.4%	0.9%	0.2%	9.8%	0.8%	5.1%	12.5%	7.0%
	20～29歳	0.1%	31.2%	14.1%	16.7%	9.2%	1.6%	0.3%	8.8%	2.2%	4.8%	5.8%	5.4%
	30～39歳	0.7%	34.5%	18.6%	15.3%	5.4%	1.7%	0.3%	8.8%	2.6%	5.0%	4.7%	2.4%
	40～49歳	1.9%	29.3%	20.6%	14.5%	4.7%	1.5%	0.3%	9.8%	4.2%	6.2%	4.8%	2.0%
女性	総数	0.6%	22.4%	33.5%	13.5%	15.6%	0.3%	0.2%	4.7%	0.2%	0.2%	5.6%	3.1%
	15～19歳	0.0%	6.9%	5.0%	36.0%	37.0%	0.2%	0.0%	2.8%	0.1%	0.2%	5.3%	6.4%
	20～29歳	0.0%	29.1%	26.9%	17.7%	15.3%	0.4%	0.1%	3.7%	0.2%	0.3%	2.3%	3.9%
	30～39歳	0.2%	28.3%	38.4%	12.5%	11.1%	0.3%	0.1%	3.9%	0.2%	0.3%	2.4%	2.2%
	40～49歳	0.4%	21.9%	40.7%	11.2%	13.4%	0.2%	0.1%	5.0%	0.3%	0.2%	4.5%	2.0%

(資料) 令和2年度国勢調査

図表9 学歴(年代・性別)【川崎市】

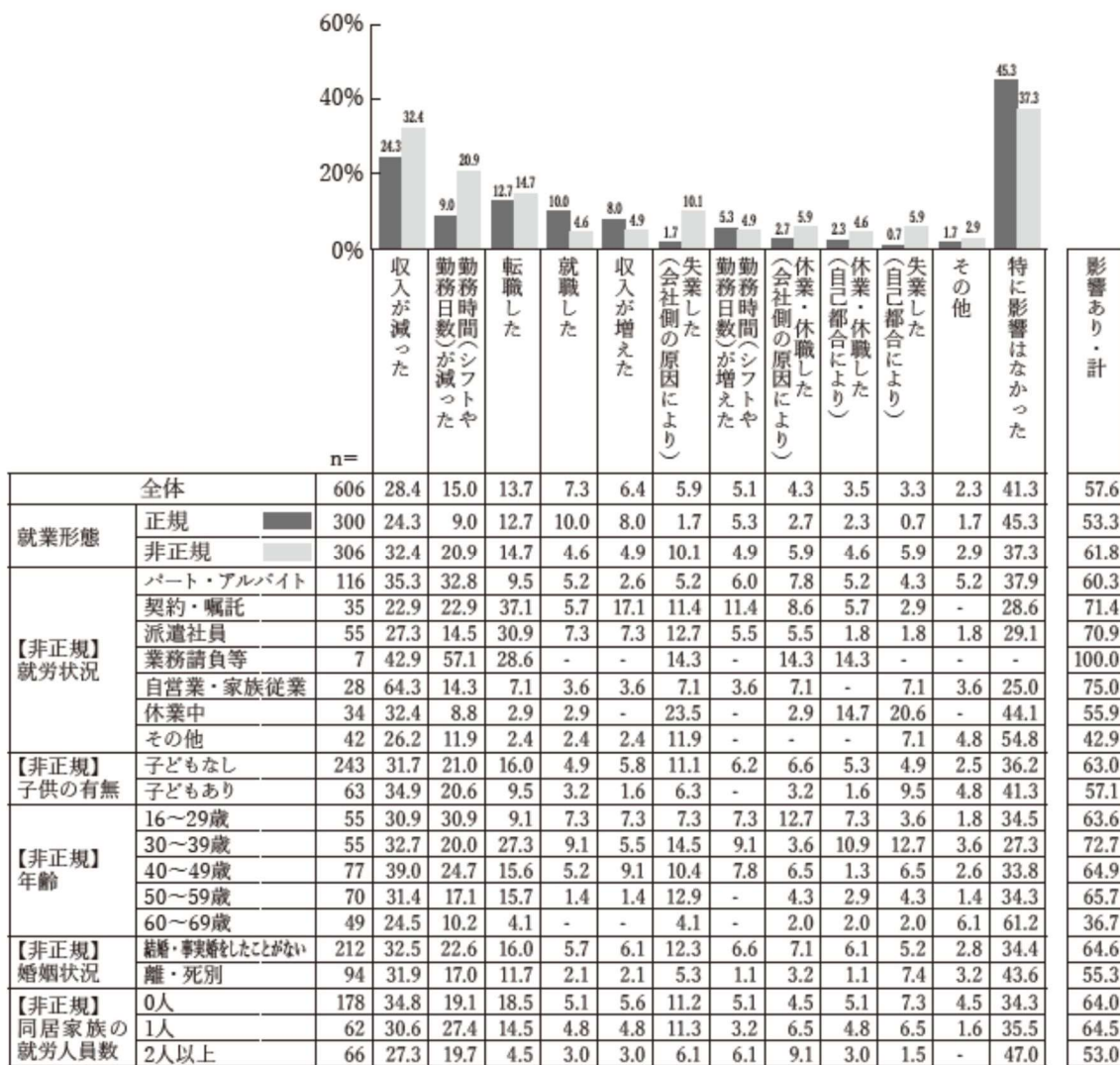
・川崎市の男性の32.3%が大学卒、6.1%が大学院卒、女性は22.1%が大学卒、1.8%が大学院卒となっており、全国や神奈川県と比べ大学卒・大学院卒の割合が高い。特に男女ともに30代が高学歴となっている。

	年齢	卒業者								在学者	未就学者
		小学校	中学校	高校・旧中	短大・高専	大学	大学院	不詳			
総数	総数	92.5%	0.3%	5.6%	23.0%	13.3%	27.2%	4.0%	19.2%	7.4%	0.0%
	15～19歳	7.4%	0.0%	1.0%	6.4%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	92.5%	0.0%
	20～29歳	81.4%	0.0%	1.4%	13.7%	10.4%	31.6%	3.7%	20.6%	18.6%	0.0%
	30～39歳	99.5%	0.0%	2.1%	14.5%	13.3%	37.2%	7.7%	24.7%	0.4%	0.0%
	40～49歳	99.8%	0.0%	2.6%	21.0%	19.2%	30.2%	5.7%	21.1%	0.2%	0.0%
男性	総数	92.3%	0.1%	5.5%	20.7%	7.2%	32.3%	6.1%	20.5%	7.6%	0.0%
	15～19歳	9.2%	0.0%	1.1%	8.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	90.7%	0.0%
	20～29歳	80.3%	0.0%	1.6%	14.7%	6.8%	29.6%	5.4%	22.3%	19.7%	0.0%
	30～39歳	99.5%	0.0%	2.3%	14.6%	8.4%	36.4%	11.0%	26.8%	0.5%	0.0%
	40～49歳	99.8%	0.0%	3.3%	20.7%	10.3%	33.7%	8.5%	23.3%	0.2%	0.0%
女性	総数	92.7%	0.4%	5.6%	25.3%	19.5%	22.1%	1.8%	18.0%	7.2%	0.1%
	15～19歳	5.5%	0.0%	0.8%	4.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	94.4%	0.0%
	20～29歳	82.5%	0.0%	1.2%	12.6%	14.3%	33.7%	2.0%	18.8%	17.5%	0.0%
	30～39歳	99.6%	0.0%	1.9%	14.5%	18.6%	38.1%	4.1%	22.4%	0.4%	0.0%
	40～49歳	99.8%	0.0%	1.9%	21.4%	28.8%	26.4%	2.6%	18.7%	0.2%	0.0%

(資料) 令和2年度国勢調査

図表10 コロナ禍による仕事への影響【川崎市】

- ・非正規雇用では「影響あり」が61.8%となっており、「収入が減った」が32.4%と一番高く、次いで「勤務時間（シフトや勤務日数）が減った」が20.9%、「転職した」が14.7%と続く。
- ・16～29歳の非正規雇用では、「影響あり」が63.6%となっており、「収入が減った」が30.9%、「勤務時間（シフトや勤務日数）が減った」が30.9%とともに高くなっている。



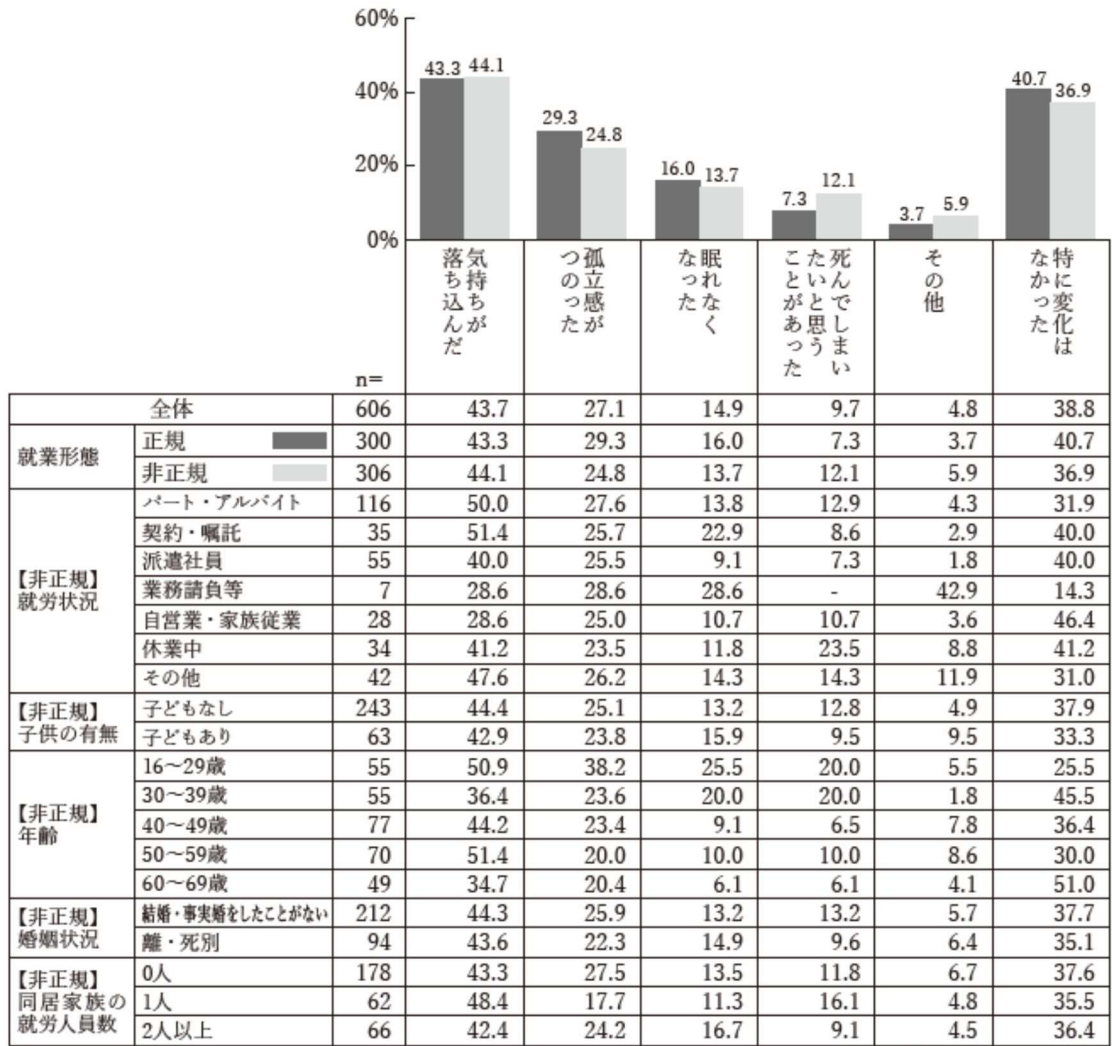
※n=30未満は参考値

※全体の値を基準に降順並び替え

(資料) 川崎市におけるコロナ禍での非正規シングル女性に対する影響調査—アンケート調査報告書

図表11 コロナ禍による心身の変化【川崎市】

- ・ 正規・非正規ともに「気持ちが落ち込んだ」の回答が一番高く、次いで「孤立感がつものつた」「眠れなくなった」が高くなっている。
- ・ 16～29歳の非正規雇用は総じて「気持ちが落ち込んだ」、「孤立感がつものつた」、「眠れなくなった」の割合が高く、また「死んでしまいたいと思うことがあった」が20.0%を占めている。



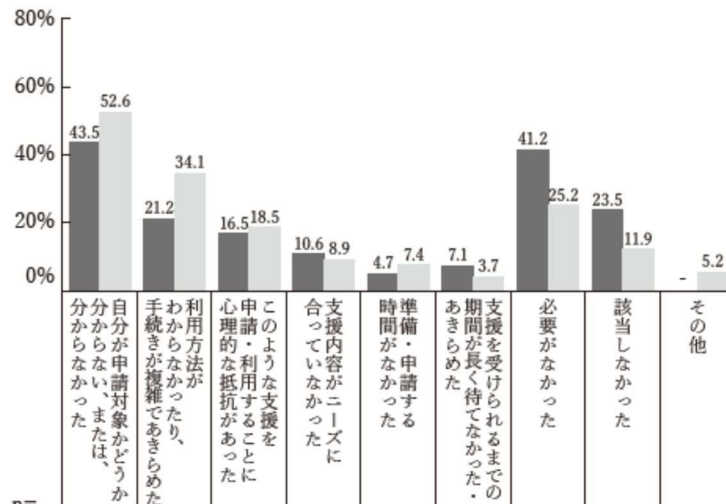
※n=30未満は参考値

※全体の値を基準に降順並び替え

(資料) 川崎市におけるコロナ禍での非正規シングル女性に対する影響調査—アンケート調査報告書

図表 12 生活支援制度を利用しなかった理由【川崎市】

- ・非正規の 52.6%、正規の 43.5%が「自分が申請対象かどうか分からない、または、分らなかった」と回答している。また、非正規の 34.1%が「利用方法がわからなかったり、手続きが複雑であきらめた」、18.5%が「このような支援を申請・利用することに心理的な抵抗があった」と回答している。
- ・16～29歳の非正規では、「自分が申請対象かどうか分からない、または、分らなかった」が72.0%と他の年代と比べて特に高くなっている。



		n=	49.1	29.1	17.7	9.5	6.4	5.0	31.4	16.4	3.2
就業形態	全体	220	49.1	29.1	17.7	9.5	6.4	5.0	31.4	16.4	3.2
	正規	85	43.5	21.2	16.5	10.6	4.7	7.1	41.2	23.5	-
	非正規	135	52.6	34.1	18.5	8.9	7.4	3.7	25.2	11.9	5.2
【非正規】 就労状況	パート・アルバイト	49	53.1	34.7	16.3	8.2	2.0	-	22.4	14.3	6.1
	契約・嘱託	16	68.8	37.5	31.3	-	18.8	6.3	18.8	12.5	-
	派遣社員	27	51.9	48.1	11.1	7.4	18.5	7.4	22.2	14.8	3.7
	業務請負等	4	75.0	-	-	-	-	-	-	-	25.0
	自営業・家族従業	11	45.5	9.1	18.2	27.3	-	-	27.3	-	-
	休業中	19	68.4	47.4	21.1	10.5	5.3	5.3	21.1	10.5	5.3
	その他	16	12.5	18.8	31.3	12.5	6.3	12.5	43.8	6.3	12.5
【非正規】 子供の有無	子どもなし	107	53.3	31.8	16.8	7.5	7.5	2.8	29.0	13.1	3.7
	子どもあり	28	50.0	42.9	25.0	14.3	7.1	7.1	10.7	7.1	10.7
【非正規】 年齢	16～29歳	25	72.0	40.0	16.0	4.0	12.0	-	16.0	16.0	4.0
	30～39歳	30	43.3	30.0	10.0	6.7	10.0	-	33.3	13.3	-
	40～49歳	37	59.5	32.4	13.5	13.5	-	2.7	21.6	13.5	10.8
	50～59歳	28	42.9	35.7	32.1	10.7	7.1	10.7	28.6	7.1	7.1
	60～69歳	15	40.0	33.3	26.7	6.7	13.3	6.7	26.7	6.7	-
【非正規】 婚姻状況	結婚・事実婚をしたことがない	95	51.6	31.6	15.8	8.4	7.4	2.1	27.4	14.7	4.2
	離・死別	40	55.0	40.0	25.0	10.0	7.5	7.5	20.0	5.0	7.5
【非正規】 同居家族の 就労人員数	0人	74	54.1	36.5	18.9	9.5	6.8	4.1	25.7	8.1	6.8
	1人	32	46.9	31.3	21.9	9.4	9.4	3.1	31.3	15.6	6.3
	2人以上	29	55.2	31.0	13.8	6.9	6.9	3.4	17.2	17.2	-

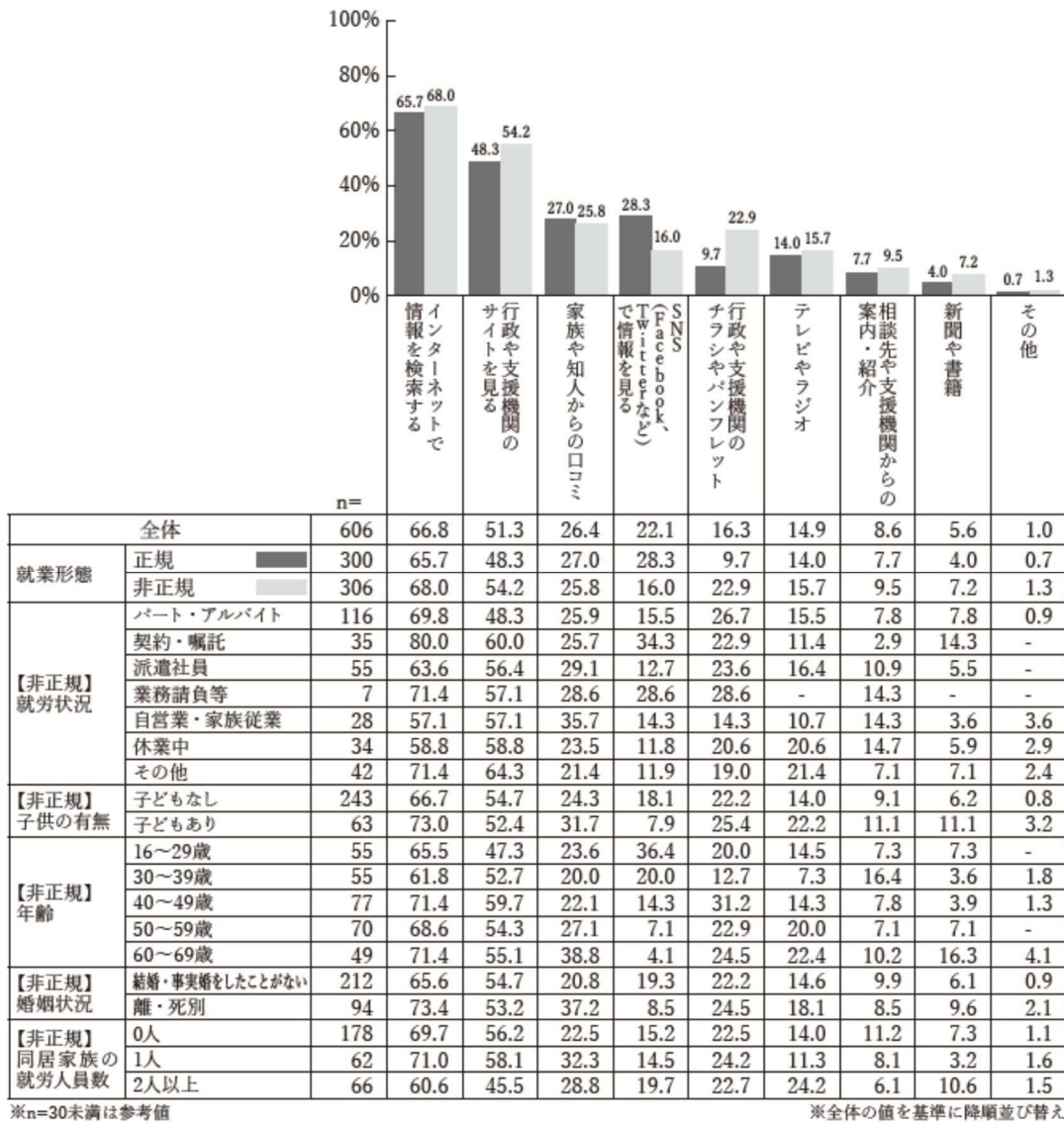
※n=30未満は参考値

※全体の値を基準に降順並び替え

(資料) 川崎市におけるコロナ禍での非正規シングル女性に対する影響調査—アンケート調査報告書

図表 13 支援情報の収集経路【川崎市】

- ・ 正規・非正規を問わず「インターネットで情報を検索する」と回答した者の割合が最も高く、次いで「行政や支援機関のサイトを見る」が高くなっている。
- ・ 16～29歳の非正規においても「インターネットで情報を検索する」が65.5%と最も高く、次いで「行政や支援機関のサイトを見る」が47.3%となる。また他の年代に比べて「SNS (Facebook、Twitter など) で情報を見る」が36.4%と高くなっている。



(資料) 川崎市におけるコロナ禍での非正規シングル女性に対する影響調査—アンケート調査報告書

参考資料

- 1 諮問書
- 2 第10期川崎市男女平等推進審議会委員名簿
- 3 第10期川崎市男女平等推進審議会審議経過
- 4 男女平等かわさき条例
- 5 川崎市男女平等推進審議会規則

参考資料1

3 川市人第6号

令和3年4月13日

川崎市男女平等推進審議会会長 様

川崎市長 福田 紀彦

若年女性が抱える生活上の困難課題の検証について（諮問）

男女平等かわさき条例（平成13年川崎市条例第14号）第17条の規定に基づき、次の事項について諮問します。

1 諮問事項

若年女性が抱える生活上の困難課題の検証について

2 諮問の理由

近年、全国的な課題として、若年女性が抱える生活上の困難について、家族からの虐待等による居場所の喪失や性暴力被害、不安定就労などが顕在化している。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、こうした困難がさらに深刻化しているとともに、若年層は行政の相談窓口に繋がりにくいことが指摘されている。若年女性が抱える困難課題やニーズ等の実態を検証し、市として検討すべき方向性を取りまとめていただくことで、本市が取り組むべき施策の検討に役立てることができるため

3 答申期限

令和5（2023）年3月

参考資料 2

第 10 期川崎市男女平等推進審議会委員名簿

任期（令和 3（2021）年 4 月 1 日～令和 5（2023）年 3 月 31 日）

	氏 名	所属等
1	いたい ひろあき 板井 広明 ○	専修大学経済学部 准教授
2	うえむら かずひろ 上村 和弘	川崎市 P T A 連絡協議会 副会長
3	かいのう たみえ 戒能 民江 ◎	お茶の水女子大学 名誉教授
4	こばやし すすむ 小林 進	市民公募
5	たきがみ ありさ 瀧上 亜里佐	川崎商工会議所
6	なかの けんた 中野 絢斗	市民公募
7	はしもと じゅんこ 橋本 純子	特定非営利活動法人かながわ女のスペースみずら
8	ほんだ みか 本多 美花	川崎市ケーブルテレビ協議会 （イツツ・コミュニケーションズ株式会社 経営統括室・ 人事担当 部長）
9	みしく ゆりこ 御宿 百合子	川崎市医師会 理事
10	みやざわ たかし 宮澤 孝 おかもと よしあき 岡本 佳哲 (R3. 4. 1～R4. 8. 31) (R4. 9. 1～)	川崎地域連合 （旭化成労働組合川崎支部 支部長） （三菱化工機労働組合 執行委員長）
11	むらお ゆみこ 村尾 祐美子	東洋大学社会学部 准教授
12	ゆやま かおる 湯山 薫	神奈川県弁護士会

(50 音順、敬称略) ◎会長、○副会長

参考資料3

第10期川崎市男女平等推進審議会審議経過

開催日		主な審議内容
令和3年度	第1回(4月13日)	<ul style="list-style-type: none"> 川崎市の男女平等施策について 諮問内容及び今後のスケジュールについて
	第2回(5月17日)	<ul style="list-style-type: none"> 第4期川崎市男女平等推進行動計画の令和2年度進捗状況及び評価に係るヒアリングについて
	第3回(6月28日)	
	第4回(9月2日)	<ul style="list-style-type: none"> ヒアリングの実施
	第5回(10月4日)	<ul style="list-style-type: none"> ヒアリングのまとめについて
	第6回(11月1日)	
	第7回(2月28日)	<ul style="list-style-type: none"> 若年女性が抱える生活上の困難課題の検証に向けた課題整理について
令和4年度	第8回(4月25日)	<ul style="list-style-type: none"> 第4期川崎市男女平等推進行動計画の令和3年度進捗状況及び評価に係るヒアリングについて 若年女性が抱える生活上の困難課題の検証に向けた課題整理について
	第9回(5月30日)	<ul style="list-style-type: none"> 第4期川崎市男女平等推進行動計画の令和3年度進捗状況及び評価に係るヒアリングについて
	第10回(7月25日)	<ul style="list-style-type: none"> ヒアリングの実施
	第11回(9月26日)	<ul style="list-style-type: none"> ヒアリングのまとめについて
	第12回(10月24日)	<ul style="list-style-type: none"> 若年女性が抱える生活上の困難課題の検証について(答申骨子案)
	第13回(1月23日)	<ul style="list-style-type: none"> 若年女性が抱える生活上の困難課題の検証について(答申案)
	第14回(2月13日)	<ul style="list-style-type: none"> 若年女性が抱える生活上の困難課題の検証について(答申案)

男女平等かわさき条例

平成 13 年 6 月 29 日
条 例 第 1 4 号

目次

前文

- 第 1 章 総則(第 1 条～第 7 条)
 - 第 2 章 基本施策等(第 8 条～第 15 条)
 - 第 3 章 拠点施設(第 16 条)
 - 第 4 章 男女平等推進審議会(第 17 条)
 - 第 5 章 雑則(第 18 条)
- 附則

川崎市においては、男女平等の実現に向けて、国内外の動向を考慮しつつ、地域の実情に応じた様々な取組を進めてきた。

しかしながら、今なお、様々な分野において女性を中心とする意識、性別による固定的な役割分担等が存在し、男女の自立、特に女性の社会的及び経済的自立が阻まれている。

このような状況を踏まえ、市、市民及び事業者が相互に協力しながら、それぞれの役割を積極的に果たして男女平等を一層推進していく必要がある。

男女があらゆる場において男女平等にかかわる人権の侵害を受けることがなく、自立することができ、共に働き、学び、及び生活することができる快適で平和な男女共同参画社会としての男女平等のまち・かわさきを創造していくため、この条例を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、男女平等の推進に関し、基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の役割を明らかにするほか、必要な事項を定めることにより、男女平等を総合的かつ計画的に推進し、もって市、市民及び事業者の協働による男女共同参画社会の形成に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第 2 条 男女平等は、次の基本理念にのっとり、その推進が図られなければならない。

- (1) 男女が共に職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる場(以下「あらゆる場」という。)において、個人として自立し、自由に生き方を選ぶとともに、多様な生き方及び個性を互いに尊重し、責任を分かち合うこと。

- (2) 男女が共にあらゆる場において、社会における制度、慣行、意識等に起因する性別による差別的取扱いを受けることがなく、人権が尊重されること。

- (3) 社会のあらゆる分野における立案、決定その他の活動に男女が平等に参画する機会を確保し、個人が本来持っている能力を十分に発揮すること。

- (4) 男女が等しく政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができること。

- (5) 地域社会を構成するすべての者が、自らの意思と相互の協力により、積極的に男女平等を推進し、生活する者にとって快適な生活優先型社会を創造すること。

(市の役割)

第 3 条 市は、男女平等を阻害する要因を解消するよう努め、男女のいずれかの参画が十分になされていない場における男女の平等な参画の機会の確保(以下「男女の平等な参画の機会の確保」という。)に取り組むほか、あらゆる施策において男女平等が図られるよう男女平等を総合的かつ計画的に推進する役割を担うものとする。

(市民の役割)

第 4 条 市民は、男女平等を阻害する要因を解消するよう努め、男女の平等な参画の機会の確保に取り組み、及び市の実施する男女平等を推進するための施策(以下「男女平等施策」という。)に協力する役割を担うものとする。

(事業者の役割)

第 5 条 事業者は、その事業活動において、男女平等を阻害する要因を解消するよう努め、男女の平等な参画の機会の確保、育児、介護等の家庭生活と職業生活が両立できるようにするための支援等に取り組み、及び市の実施する男女平等施策に協力する役割を担うものとする。

(男女平等にかかわる人権侵害の禁止)

第 6 条 何人も、あらゆる場において、性別による差別的取扱い、性的な言動に対する相手の対応により当該相手に不利益を与え、又は性的な言動により相手の生活の環境を害する行為、配偶者等に対する著しい身体的又は精神的苦痛を与える暴力的行為等の男女平等にかかわる人権の侵害(以下「男女平等にかかわる人権侵害」という。)を行ってはならない。

(男女平等にかかわる人権侵害に対する相談及び救済)

第7条 川崎市人権オンブズパーソン条例(平成13年川崎市条例第19号)第12条第1項に規定する市民等は、川崎市人権オンブズパーソンに対し、男女平等にかかわる人権侵害について相談し、又は男女平等にかかわる人権侵害からの救済を求めることができる。

2 市は、川崎市人権オンブズパーソンによるもののほか、男女平等にかかわる人権侵害に関する相談又は救済については、関係機関、関係団体等との連携を図るとともに男女平等にかかわる人権侵害を受けた者の立場に配慮した対応に努めるものとする。

第2章 基本施策等

(行動計画)

第8条 市は、男女平等施策その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる川崎市男女平等推進行動計画(以下「行動計画」という。)を策定するものとする。

2 市長は、行動計画を策定する場合は、あらかじめ、川崎市男女平等推進審議会の意見を聴くとともに、市民及び事業者の意見を反映させるよう努めるものとする。

3 市長は、行動計画を策定したときは、これを公表するものとする。

4 前2項の規定は、行動計画の変更について準用する。

(年次報告)

第9条 市長は、行動計画に基づいた施策の実施状況について年次報告書を作成し、これを公表するものとする。

(参画の機会を積極的に提供する施策の推進)

第10条 市は、社会のあらゆる分野における活動への参画の機会に係る男女間の格差の是正を図るため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し当該機会を積極的に提供する施策を推進するものとする。

(学習等のための支援)

第11条 市は、学校教育、家庭教育その他社会における教育において行われる男女平等に関する学習等のために必要な支援に努めるものとする。

(関係団体への支援)

第12条 市は、男女平等を推進する活動を行う関係団体の自主性及び主体性を尊重しつつ、当該活動について必要な支援に努めるものとする。

(情報の収集及び調査研究)

第13条 市は、男女平等に関する情報の収集及び調査研究を行うものとする。

(広報活動等)

第14条 市は、男女平等に関する理解の促進を

図るため、広報活動を行うとともに、市民及び事業者に対する普及啓発及び必要な情報の提供に努めるものとする。

(推進体制等)

第15条 市は、男女平等を総合的かつ計画的に推進するため、必要な体制を整備するものとする。

2 市は、男女平等の推進に当たっては、市民、事業者、関係機関、関係団体等との有機的な連携に努めるものとする。

第3章 拠点施設

(拠点施設)

第16条 市は、川崎市男女共同参画センターを拠点として、男女平等施策を推進するものとする。

第4章 男女平等推進審議会

(男女平等推進審議会)

第17条 第8条第2項に定めるもののほか男女平等の推進に関する重要事項について、市長の諮問に応じ、調査審議するため、川崎市男女平等推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、委員13人以内で組織する。

3 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。

4 委員は、市民、事業者、関係団体の代表者及び学識経験のある者のうちから市長が委嘱する。

5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

7 第4項の委員のほか、特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

8 委員及び臨時委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

9 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

第5章 雑則

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施のため必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成13年10月1日から施行する。ただし、第7条の規定は、市長が定める日から施行する。

(平成14年3月29日規則第32号で平成14年5月1日から施行)

参考資料5

川崎市男女平等推進審議会規則

〔平成13年9月28日〕
規則第83号

(趣旨)

第1条 この規則は、男女平等かわさき条例(平成13年川崎市条例第14号)第17条第9項の規定に基づき、川崎市男女平等推進審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 市民のうちから委嘱される委員は、公募によるものとする。

(会長及び副会長)

第3条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会は会長が招集し、会長はその会議の議長となる。

2 審議会は、委員及び議事に関する臨時委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関する臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第5条 審議会は、その調査審議に必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(部会)

第6条 審議会は、必要に応じ部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び臨時委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長1人を置き、部会に属する委員及び臨時委員の互選により定める。

4 部会長は、部会の事務を掌理し、部会の審議の経過及び結果を審議会に報告するものとする。

5 部会の会議については、前2条の規定を準用する。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、市民文化局において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成13年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。